

重要文化財三河家住宅保存活用計画（案）



徳島市教育委員会

序 文

重要文化財三河家住宅は市内を流れる新町川の河畔、かちどき橋南詰のJR牟岐線に西接し、徳島市の中心市街地に位置します。徳島市の中心市街地は、昭和20年の徳島大空襲の戦禍を受けましたが、戦災復興と高度経済成長期の都市計画により整備が進められ、近代的な都市へ変貌を遂げています。現在、三河家住宅が所在する地域は、「ひょうたん島」の愛称で親しまれ、水の魅力を演出する景観づくりが行われるなど、水を活かした個性的な市街地を形成しています。

昭和20年の戦禍は、近代以降の都市景観を一変させ、同時に数多くの歴史的建造物が被災しました。しかし、戦禍を逃れた戦前の歴史的建造物は、そのいずれもが、現代の都市景観において魅力的かつ独得の空間形成を演出し、それらの建物と深く関わる人びとの生活が営まれています。

三河家住宅は、このような個性的な市街地の中に位置することから、重要文化財建造物としての保存と公開を図りながら、都市の景観形成やまちづくりの分野において積極的な活用を進めることで、観光振興や地域の活性化につなげることができるものといえます。

このたび、徳島市教育委員会は三河家住宅を市民や来訪者が身近に感じることができ、さらに、その空間を楽しむことができる適切な保存と公開・活用に向けた基本方針となります『重要文化財三河家住宅保存活用計画』をとりまとめました。今後は、本計画のもとに、将来に向け適切な保存措置を講じていくとともに、公開・活用のさまざまな可能性についての検討と実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

終わりにになりましたが、本計画の策定に対し御協力を賜りました三河住宅保存活用検討委員会の皆様、並びに文化庁、徳島県教育委員会をはじめ関係者の皆様に対し厚く御礼申し上げます。

徳島市教育委員会教育長 石井 博

例 言

- 1 本計画は、徳島市富田浜 4 丁目 7-2 に所在する重要有形文化財（建造物）三河家住宅の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定については、平成 23～26 年度にかけて三河家住宅保存活用検討委員会（以下、検討委員会とする。）を開催し、文化庁文化財部参事官（建造物担当）、徳島県教育委員会教育文化政策課の指導・助言を得て、徳島市教育委員会が策定した。
- 3 本計画の策定に係る事務は、徳島市教育委員会社会教育課文化財係が担当し、「第 2 章 三河家住宅の歴史」及び「第 3 章 保存管理計画」の作成に係る調査業務については、公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。
- 4 平成 23～26 年度の検討委員会の構成は次のとおりである。なお、各委員の所属は委員会発足当時（平成 23 年 10 月）のものである。
 - 委員長 山中 英生（徳島大学大学院テクノサイエンス研究部）
 - 副委員長 玉有 繁（徳島文理大学総合政策学部）
 - 委員 清水 真一（徳島文理大学文学部）
 - 委員 中村 英雄（NPO 法人新町川を守る会）
 - 委員 梯 学（とくしま観光ガイドボランティア会）
 - 委員 坂田千代子（株式会社あわわ）
 - 委員 金森 直人（サーブ）
 - 委員 矢部洋二郎（徳島市土木部土木政策課）
 - 委員 上野 静夏（NPO 法人 TOKUSHIMA 雪花菜工房）
- 5 本書の執筆・編集は、徳島市教育委員会社会教育課文化財係が担当したが、第 2、3 章については、公益財団法人文化財建造物保存技術協会が作成した調査報告書をもとにした。

目 次

序文

例言

本文目次

第 1 章 計画の概要

1	計画の作成	1
(1)	計画作成年月	1
(2)	計画作成者	1
2	文化財の名称等	1
(1)	重要文化財の名称	1
(2)	重要文化財の構造及び形式	1
(3)	所有者の氏名及び住所	1
3	文化財の概要	2
(1)	文化財の構成	2
(2)	文化財の概要	2
(3)	文化財の価値	3
4	文化財保護の経緯	4
(1)	文化財指定へ至る経緯	4
(2)	保存事業履歴	5
(3)	活用履歴	5
5	保護の現状と課題	5
(1)	保存の現状と課題	5
(2)	活用の現状と課題	5
6	計画の概要	6
(1)	計画区域	6
(2)	計画の目的	6
(3)	基本方針	6

第 2 章 三河家住宅の概要

1	三河家住宅の変遷	7
(1)	第Ⅰ期 住宅	7
(2)	第Ⅱ期 住宅兼病院	7
(3)	第Ⅲ期 住宅兼下宿所	9
2	三河家住宅の特徴	16
(1)	漆喰、石膏、モルタル仕上げ	16
(2)	タイル貼り	16

(3) コンクリートの工作物	16
3 三河家住宅の家具	19
(1) 調査の目的	19
(2) 調査の内容	19
(3) 家具の概要	19
(4) 属性による家具の分類	21
(5) 属性による一括性家具の分類	23
(6) 家具の部屋割りと配置	24
第3章 保存管理計画	
1 保存管理の現状	31
(1) 保存状況	31
(2) 管理状況	32
2 保護の方針	44
(1) 「部分」の設定と保護の方針	44
(2) 「部位」の設定と保護の方針	45
3 管理計画	55
(1) 管理体制	55
(2) 管理方法	55
4 修理計画	56
(1) 当面必要な維持管理の措置	56
(2) 今後の保存修理計画	56
第4章 環境保全計画	
1 環境保全の現状と課題	58
2 環境保全の基本方針	58
3 区域の区分と保全方針	58
(1) 区域の区分	58
(2) 各区域の保全方針	59
4 建造物の区分と保護の方針	59
(1) 建造物の区分	59
(2) 建造物保護の方針	59
5 防災上の課題と対策	60
(1) 防災上の課題	60
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	60
(3) 環境保全設備整備計画	61
(4) 周辺樹木の管理	61

第5章 防災計画

1 防火・防犯対策	63
(1) 火災時の安全性に関する課題	63
(2) 防火管理計画	63
(3) 防犯計画	64
(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画	65
2 耐震対策	67
(1) 耐震診断	67
(2) 地震時の対処方針	67
3 耐風対策	68
(1) 被害の想定	68
(2) 今後の対処方針	68

第6章 活用計画

1 公開その他活用の基本方針	69
2 公開計画	69
(1) 建造物の公開	69
(2) 関連資料等の公開	70
3 活用基本計画	70
(1) 計画条件の整理	70
(2) 建築計画	70
(3) 外構及び周辺整備計画	75
(4) 管理・運営計画	75
4 実施に向けての課題	76

第7章 保護に係る諸手続き

1 文化庁長官への届出を必要とする場合	77
(1) 管理責任者を選任、解任したとき	77
(2) 所有者又は管理責任者を変更したとき	77
(3) 文化財建造物に滅失、き損等の事故があったとき	77
(4) 文化財建造物を修理しようとするとき	77
2 文化庁長官の許可を必要とする場合	77
(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき	77
(2) 保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	78
3 文化庁長官の許可を必要としない場合	78
(1) 維持の措置	78
(2) 非常災害のために必要な応急措置	78
(3) 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微であるとき	79

4 徳島県教育委員会の許可を必要とする場合	79
5 その他の手続き	79
(1) 改訂手続きの原則	79
(2) 検討委員会の設置	79

挿図目次

図 1-1 計画区域図	6
図 2-1 三河家住宅の変遷(1)	10
図 2-2 三河家住宅の変遷(2)	11
図 2-3 三河家住宅の変遷(3)	12
図 2-4 三河家住宅の変遷(4)	13
図 2-5 三河家住宅の変遷(5)	14
図 2-6 三河家住宅の変遷(6)	15
図 2-7 三河家住宅とその他工作物(1)	17
図 2-8 三河家住宅とその他工作物(2)	18
図 2-9 三河家住宅家具推定配置図(1、2階)	30
図 3-1 三河家住宅内部の破損状況(1階)	33
図 3-2 三河家住宅内部の破損状況(2階)	34
図 3-3 三河家住宅内部の破損状況(3階)	35
図 3-4 三河家住宅内部の破損状況(塔屋、地階)	36
図 3-5 三河家住宅外部の破損状況(東面)	37
図 3-6 三河家住宅外部の破損状況(南面)	38
図 3-7 三河家住宅外部の破損状況(西面)	39
図 3-8 三河家住宅外部の破損状況(北面)	40
図 3-9 三河家住宅附の破損状況(岩屋、外便所)	41
図 3-10 三河家住宅附(門及び塀)、その他工作物の破損状況	42
図 3-11 三河家住宅その他工作物の破損状況	43
図 4-1 環境保全区域図	62
図 5-1 防火管理区域図	66
図 6-1 平面計画図(1、2階)	72
図 6-2 平面計画図(3階、岩屋)	73

表目次

表 2-1 三河家住宅家具属性分類(1)	26
表 2-2 三河家住宅家具属性分類(2)	27
表 2-3 三河家住宅家具属性分類(3)	28
表 2-4 三河家住宅一括性家具の分類	29
表 3-1 「部分」の設定と保護の方針	44

表 3-2 「部位」の設定と保護の方針	45
表 3-3 三河家住宅部分部位設定地階、1階	46
表 3-4 三河家住宅部分部位設定1階	47
表 3-5 三河家住宅部分部位設定1階、2階	48
表 3-6 三河家住宅部分部位設定2階	49
表 3-7 三河家住宅部分部位設定3階	50
表 3-8 三河家住宅部分部位設定3階、塔屋	51
表 3-9 三河家住宅部分部位設定外部、附	52
表 3-10 三河家住宅部分部位設定附	53
表 3-11 三河家住宅部分部位設定その他工作物	54

巻末資料

三河家住宅のタイル	巻末 1
三河家住宅の家具	巻末 6
三河家住宅部分部位設定写真資料地階	巻末 17
三河家住宅部分部位設定写真資料1階	巻末 18
三河家住宅部分部位設定写真資料2階	巻末 44
三河家住宅部分部位設定写真資料3階	巻末 66
三河家住宅部分部位設定写真資料塔屋	巻末 87
三河家住宅部分部位設定写真資料外部	巻末 88
三河家住宅部分部位設定写真資料附	巻末 92
三河家住宅部分部位設定写真資料その他工作物	巻末 101

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月

平成28年3月

(2) 計画作成者

徳島市教育委員会

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財の名称

ア 名称及び員数

三河家住宅1棟 附 岩屋1棟、外便所1棟、門及び塀2基、宅地815.00㎡

イ 指定年月日

平成19年12月4日

(2) 重要文化財の構造及び形式

(官報告示による構造及び形式)

ア 建物

鉄筋コンクリート造 建築面積193.30㎡ 3階一部地下1階瓦葺一部銅板葺

イ 附

岩屋1棟 鉄筋コンクリート造 建築面積31.69㎡

外便所1棟 鉄筋コンクリート造 建築面積 2.69㎡

門及び塀2基 鉄筋コンクリート造及び石造 折曲り総延長44.7m

ウ 宅地 815.00㎡ 徳島市富田浜四丁目7番の一部、8番の一部
上の地域内の庭門、裏庭門、石敷、像、浄化槽を含む

(実測・建物更生登記による変更)

ア 建物

床面積 1階175.33㎡、2階165.65㎡、3階104.05㎡、
地下1階28.09㎡

イ 附

岩屋 床面積40.38㎡

外便所 床面積2.56㎡

(実測・地積更生登記に伴う変更)

ウ 宅地 819.95㎡ 徳島市富田浜四丁目7番2

(3) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者

徳島市

イ 所有者の住所

徳島市幸町2丁目5番地

ウ その他

文化財保護法に規定される管理責任者、管理団体ともなし

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財を構成する物件

住宅1棟 附 岩屋1棟、外便所1棟、門及び塀2基

イ 一体となって価値を形成する物件

宅地 815.00㎡ (庭門、裏庭門、石敷、像、浄化槽を含む)

(実測・地積更生登記に伴う変更)

宅地 819.95㎡

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

三河家住宅が立地する徳島市「東富田地区」は徳島市街地のほぼ中央に位置し、県・市の公共施設のほか、商業・業務施設が集積する地域である。藩政時代「東富田地区」は、吉野川下流域の旧河川が形成した沖積堆積層を基盤とする徳島城下町の武家地として発達し、藩政時代の町割りは現在の都市形成にも継承されている。

三河家住宅の前面の市道富田浜線は、かちどき橋南詰で国道55号バイパスと接続することから交通量の多い主要道路として機能している。また、市道富田浜線と並行して流れる新町川の河畔は、青石護岸の遊歩道が整備され市民の散策路として親しまれている。三河家住宅の背面は低中高層の住宅が建ち並ぶ近代的なまちなみが形成される。東側はJR牟岐線の単線軌道、西側は三河家住宅の建築主である三河義行がかつて開業していた産婦人科病院があったが、昭和20年の戦災で焼失し、現在、病院跡地は駐車場として利用されている。

徳島市の近代化されたまちなみの中にありながらも、三河家住宅と前面を流れる新町川との景観は、多くの人を引きつける魅力的な地域を形成している。

イ 創立沿革

三河家住宅は、医師三河義行が自邸として昭和3年頃に建てた洋風建築である。建築主である三河義行は、上分上山村の旧家小崎家の出身で、明治20年生まれ、昭和44年没する。当時、商家であった三河家へ養子（三河貞次郎の娘婿）として迎えられた。京都大学・九州大学の医科に進み、大学卒業後も九州大学・東京大学で産婦人科の研究を続け、大正9年に徳島で産婦人科を開業（昭和20年の戦災で焼失）。大正11年ベルリン大学へ留学し、大正13年に帰国する。ベルリン留学時代の、大正12年の関東大震災のニュースにショックを受け、これからの日本の住宅

はコンクリート造でなければならないと確信したとされる。

三河家住宅は三河義行がドイツ留学の帰国後に構想し、設計は徳島県立工業学校建築科出身の木内豊次郎（明治23年生まれ）が行った。木内豊次郎は大正11年から5年の間、ドイツライプチヒ大学で土木学を学び、留学時に義行と親交をもち、昭和2年に帰国、昭和3年頃に三河家住宅を竣工させている。なお、施設の性格、竣工後の改造については、「第2章 1 三河家住宅の変遷」を参照のこと。

（3）文化財の価値

ア 技術史的価値

三河家住宅は鉄筋コンクリート造3階建、一部地下一階、塔屋付の構造で、展望台としての塔屋を高く立ちあげる。塔屋から北へ切妻、西へは半切妻の急傾斜の屋根を架ける。正面の2階には波形平面テラスを設けるとともに、3階を1/4円筒状に跳ね出すほか、東面の弓形状平面のボウウィンドウなど、曲面を多用した複雑で変化に富んだ輪郭を形造る。

外壁のモルタル、ベランダ手摺りの洗い出し、室内天井と壁面は漆喰、床面はタイル貼り仕上げなど、徳島における最初期の鉄筋コンクリート造技術と伝統的な左官技法が遺憾なく発揮され、建設当時の外観、建築工法、建築技術を現在に伝える。

イ 意匠的価値

三河家住宅の外部は腰が花崗岩の石貼り、上部を辛子色のモルタル塗りとし、主人書斎兼客室及び球突室の出隅部は隅石風に見せ、軒蛇腹部には雷文風の装飾帯を廻す。正面玄関上テラスの片持ち梁の下面、3階跳ね出し部の3連アーチのヴォールト面や庇の下面などには組紐装飾を付けるほか、3階の窓の間にはフルーティングを施したイオニア式のピラスターを配する。

直線平面を強調しながらも、随所に柔らかい曲線美を取り入れ、簡素で構造や機能を重視した形体は、19世紀末～20世紀初頭にかけてドイツの若い芸術家による芸術運動の傾向全体を指す「ユーゲントシュティール」から「表現派」の系譜に至る造形意匠として評価される。

ウ 個性的価値

三河家住宅は、徳島県立工業学校建築科を卒業し、地元で建築・土木活動を為した木内豊次郎の設計によるものである。また、辛子色の外壁、床・壁貼りタイルの色調、玄関のステンドグラス、浴室のモザイクタイル・エッチングガラス、屋根上のグロテスクなど、随所に建築主である三河義行の嗜好が込められた個性的な住宅建築である。なお、三河家住宅の特徴の概要については、「第2章 2 三河家住宅の特徴」を参照のこと。

エ 生活史的価値

三河家住宅の部屋配置は、廣間階段室を中央に置き、1階は西側に応接室と主人夫妻寝室、北側に主人書斎兼客室、東側に食室と台所配膳室、南側に浴室、脱衣室

化粧室、便所を配す。2階は廣間階段室の西側に応接室と娘室、北側に球突室、南側に暗室、洗面所、便所を配し、東側には夫人室と温室を設ける。3階はいわゆる屋根裏部屋で、小供室、洗面所、物置を配し、建設当時の住宅の空間と機能を維持している。

また、住宅の時代性と調和し一体的な価値を有する当時に製作され現存する家具は、材質、形状、機能などの条件を設置する場所、生活環境、趣味などを折り込み作られた唯一無二のオーダーメイド品であり、徳島における昭和初期の知識階級の家族の生活様式や当時の人びとの価値観や思いを垣間見ることができる。

なお、家具の概要については、「第2章 3 三河家住宅の家具」を参照のこと。

オ 歴史景観的価値

三河家住宅は、昭和20年の徳島空襲で数多くの歴史的建造物を焼失した徳島市の中心市街地にあつて、戦禍を免れた建造物である。戦前の徳島の風景を現在に残す数少ない場所であり、人びとが現在のまちの風景の中に徳島の歴史を見だし懐かしさを感じることができる歴史景観的価値を有する建造物である。

戦後に進められた徳島市の戦災復興都市計画による都市基盤において戦前の姿を留め、戦災復興のまちづくり資産とともに都市景観を形成するシンボリックな存在である。

カ 都市形成史上の価値

三河家住宅の周辺には、近世の武家屋敷の佇まいを残す原田家住宅、明治創業の造り酒屋である勢玉酒造、また、昭和初期に建設された商業ビルである高原ビルやみずほ銀行徳島支店、近世徳島城下町の風情を残す寺町に戦後に建てられた和田乃屋下棟があり、徳島市の近世から近現代の歴史において、都市の記憶を呼び起こすとともに、現代の都市の個性を表現する貴重な建造物が残る。また、三河家住宅の前面を流れる新町川に係るJR牟岐線富田川（新町川）橋梁と架道橋レンガ貼りの橋脚は、近代土木技術史の上で重要な歴史的構造物である。

三河家住宅は、このような歴史的建造物や近代的な都市の基盤整備に係る土木構造物をネットワークで結ぶことで、徳島の近代都市形成の歴史を具体的に表現する役割を果たすことができる建造物である。

4 文化財保護の経緯

(1) 文化財指定へ至る経緯

三河家住宅は昭和3年頃に竣工した三河義行の自邸である。昭和20年7月4日の徳島大空襲において建物の一部を被災、戦後の改変痕跡がみられるが、建物躯体はほぼ竣工当時の姿を留める。昭和初期の鉄筋コンクリート造のドイツ風の意匠をもつ特異な住宅として再現することが容易でないことから、平成9年7月15日付けで国の登録有形文化財となり、文化財建造物として建築史的・歴史的価値が評価された。

平成16・17年度には「徳島県近代化遺産（建造物）総合調査」が実施され、調査成果を踏まえ近代化遺産に対する保存活用の理解が深まるなか、重要文化財指定へ向けた協議が進められた。

平成19年10月19日付けで文化審議会は、「徳島県下では最初期の鉄筋コンクリート構造を用い、独特の造形意匠でまとめあげられた住宅建築であり、徳島における近代建築の展開を物語る指標的作品として歴史的価値が高い」と評価し、重要文化財の指定答申を行い、平成19年12月4日付けで官報告示された。

（2）保存事業履歴

これまでに実施した保存事業（保存修理、環境整備、防災施設等）はない。

（3）活用履歴

三河義行による建設以降、三河氏の住宅として使用されてきたが、戦時中、住宅の西隣で開業していた産婦人科病院が焼失したため、戦後、住宅内の一部の部屋を病院待合室、診察室、病室として使用された。また、三河義行の死後、病院は閉院し、住宅の一部の部屋が大学生の下宿所として使用され、岩屋内には小部屋が造作され、下宿生の楽器練習室として使用された。

重要文化財として指定後、徳島市が寄附により所得し、住居としての機能は終えた。現在、公開施設としての活用事業は行っていない。

5 保護の現状と課題

（1）保存の現状と課題

三河家住宅は築90年近くを経過し、躯体の壁面や柱などに多数の亀裂が生じている。また、恒常的な雨漏りにより鉄筋の内部が腐蝕し、コンクリートが爆裂している箇所がみられる。室内の天井・壁の漆喰の剥落、床材・壁紙の汚損、モザイクタイルの浮き・剥落等の破損が随所にみられる。また、戦災、台風災害の毀損に対する修理による改変、戦後、住宅の一部を病院として使用したことによる改変、さらに、病院閉院後の大学生の下宿所としての使用による改変があり、現状では、当初とは異なる外観・室内形態で保存されている部分がみられる。三河家住宅の保存については、現況の破損・改変状況を把握の上、耐震診断と修理工事を実施し、重要文化財建造物としての価値を顕在化し適切な保存を図る必要がある。

（2）活用の現状と課題

三河家住宅は自治体が所有する公共性のある重要文化財建造物であるが、著しい建物の破損状況がみられること、また、耐震対策がとられていないことから、公開・活用がなされていないのが現状である。三河家住宅の公開・活用については、建造物の価値を考慮し保存・継承しつつ、建造物の機能や用途が理解でき、生活様式を体験できるような公開を行うとともに、建造物がもつ多様な価値に応じたさまざまな活用により、三河家住宅の新たな価値を見いだす必要がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域(図1-1)

重要文化財として指定されている土地の範囲を計画区域とする。

(2) 計画の目的

三河家住宅の保存活用に係る現状と課題を把握し、保存活用を図るために必要な事項や課題に対する方針を明らかにし、計画区域における重要文化財建造物の保存と活用が円滑に促進することを目的に本計画を作成する。

(3) 基本方針

三河家住宅は昭和20年の徳島空襲の戦禍を受けるも、建設当時の外観、建築技術、意匠を現在に伝え、また、昭和初期の徳島における知識階級の家族の生活史が再現でき、戦前から現代に至る都市形成史上の価値を有する文化財建造物である。

貴重な国民的財産である文化財建造物を適切に保存するとともに、多様な価値を活かすことで文化財建造物に対する理解を深め、さらに、その魅力を楽しむことで文化財建造物をより身近に感じ、活用しながら継承することの大切さを感じることができるよう保存と活用に取り組む。

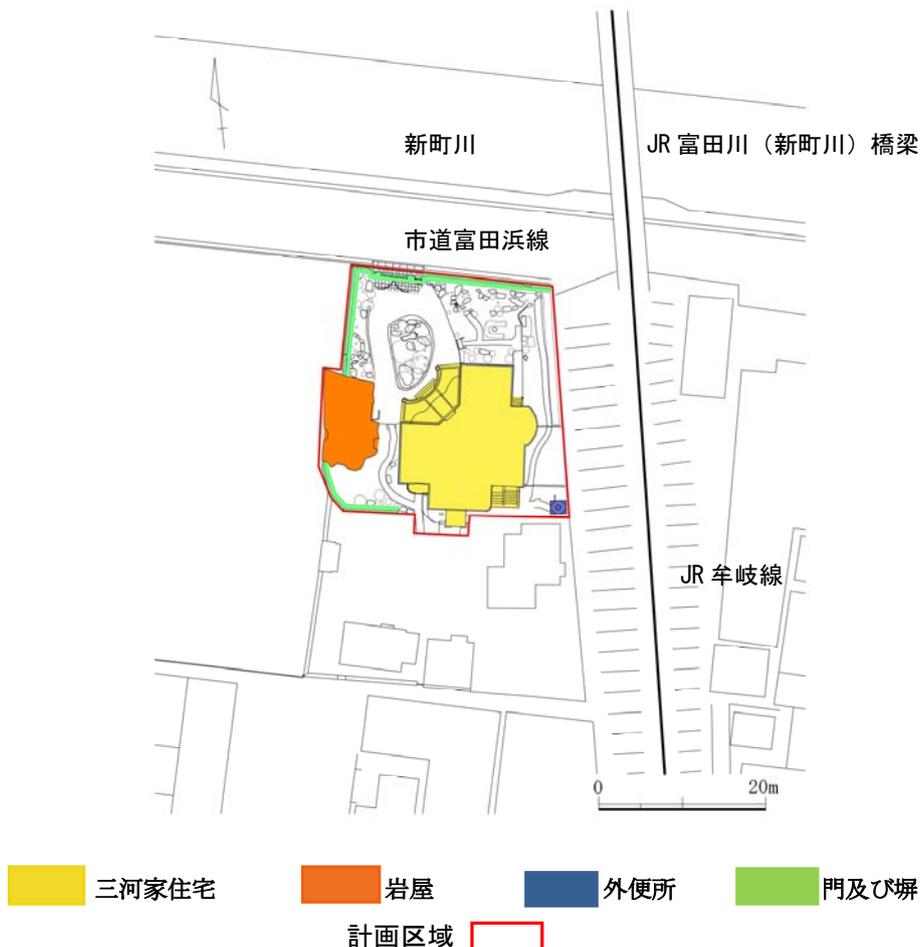


図1-1 計画区域図

第2章 三河家住宅の概要

1 三河家住宅の変遷(図2-1~6)

三河家住宅は、現在に至るまで二度の大きな使用変更が行われており、Ⅰ～Ⅲ期に大別して変遷を辿ることができる。ここでは、Ⅰ～Ⅲ期の主な使用と使用変更、それに伴う改装について記す。記述は『三河邸新築工事内譯書』『三河邸新築工事設計図』及び関係者からの聞き取りによる。

(1) 第Ⅰ期 住宅(昭和3年頃～昭和20年)

三河義行が建設し、三河義行夫妻と3人の子供が居住に使用していた時期である。この時期に関しては、史料及び聞き取りから断片的に使用状況を知ることができる。

1階は主人夫妻寝室、主人書斎兼客室の個室に加えて、食室や応接室は家族や来客のための部屋として使用され、多数の来客時には食室の廣間階段室に面した扉を開放し一体的に使用された。台所配膳所、女中室、浴室、脱衣室化粧室、便所は南側にまとめられた。台所配膳所では調理はあまり行われず、隣接する病院の調理室で調理されたものが運ばれ、それを加熱したり盛り付けする場として使用された。玄関には下足収納のスペースがなく、廣間付属室(電話室)に下駄箱(現存)が設けられた。

2階は家族の居室のほか、球突室、夫人室(和室)、温室、暗室は、義行夫妻の趣味が反映された部屋である。西側の応接室、娘室は、当初、義行の娘の居室であったが、娘が結婚し家を離れた後は、結婚した長男夫妻の部屋として使用された。

3階は当初、長男と次男の小供部屋、物置であったが、長男の結婚後は長男夫人の家具が収められほとんど物置状態であった。

(2) 第Ⅱ期 住宅兼病院(昭和20年～昭和40年頃)

ア 第Ⅱ期の使用変更

隣接した木造の病院が戦災により焼失したことから、焼け残った住宅は病院として使用された。GHQによる接収も病院としての使用を理由に免れた。家族の居住は継続したため、廣間階段室を共用部分として病院と居住部分を分けるように使用された。

1階は応接室が待合室、主人夫妻寝室が診療室へ使用変更した。待合室は看護師見習いの寝泊まりにも使用されたため畳敷とされた。便所は薬剤の調合室・処置室、脱衣室化粧室は薬局、浴室は物置になった。廣間階段室から食室への扉は家具で塞がれ、主人書斎兼客室が義行夫妻の寝室となった。廣間階段室を中心にして、西南部分が病院として使用変更された。

2階は球突室が物置、夫人室が家族の寝室として残された以外は、病院として使用された。温室は床面がタイル貼り、壁面腰壁がモルタル洗い出し仕上げで、水道設備が整い衛生を保ち易かったことから手術室へ使用変更された。西側の居室(応接室、娘室)は病室となり、化粧室南側には便所が増築された。

3階の居室はすべて病室へ変更された。

(第Ⅱ期の使用変更)

(ア) 1階

- a 浴室は物置へ変更
- b 脱衣室化粧室は薬局へ変更
- c 便所は調剤室・処置室へ変更
- d 主人夫妻寝室は診療室へ変更
- e 応接室は待合室兼看護師見習いの居室、床面は畳敷へ変更

(イ) 2階

- a 球突室は物置へ変更
- b 温室は手術室へ変更
- c 化粧室の南側に便所を増築
- d 娘室、応接室は病室へ変更
- e 夫人室は家族の寝室へ変更

(ウ) 3階

- a 病室へ変更

イ 第Ⅱ期の主な改装

第Ⅱ期の主な改装は、病院としての使用変更に伴うものと戦災による物理的な被害を復旧するためのものに分けられる。病院としての使用変更に際しては、2階南側の便所増築が唯一大がかりな改造であり、その他は家具類の移動、各室の使用変更があるが、住宅内の当初の仕様に大幅な変更は少なく、建築の性格や位置に合わせて各室の使用が変更された。

一方、戦災復旧として屋根の葺替え（黒の棧瓦→赤の施釉瓦）、2階廣間階段室床面の変更（寄木貼り→板ブロック貼り）等、仕様の変更を伴うものがある。戦災による躯体の損傷は、建築の使用を断念するほどのものではなかったが、内外装への被害は大きなものがある。

(第Ⅱ期の主な改装)

(ア) 1階

- a 玄関は木製引違腰付ガラス戸を増設
- b 待合室（当初、応接室）は畳敷に変更

(イ) 2階

- a 廣間階段室床面は寄木貼りから板ブロック貼りに変更
- b 手術室（当初、温室）は花壇を撤去
- c 化粧室南側に便所を増築

(ウ) 3階

- a 屋根は棧瓦（黒瓦）から陶器瓦（赤瓦）へ変更

(3) 第Ⅲ期 住宅兼下宿所 (昭和40年頃～平成20年頃)

ア 第Ⅲ期の使用変更

三河義行の死後、家族の居住は長男夫人だけとなり、居室の大部分は大学生の下宿部屋として使用された。

1階は義行の居室とされていた主人書斎兼客室が夫人居室として使用された。西側待合室、診察室は改装されたが使用されず、夫人は晩年、食室で寝食し便所に風呂が増設された。女中室は戦前からこの時期に至るまで家政婦が使用した。

2階の球突室は物置、夫人室は空き部屋、その他の各室は学生の下宿部屋とされた。手術室(当初、温室)はユニットバスと流し台が設けられた。

3階各室は学生の下宿部屋とされた。洗面室、便所の改装時期は不明であるが、戸が撤去され、簡易な台所とされた。温罐室が物置になった時期は不明である。

また、下宿部屋に居住した大学生が音楽系の学部在籍していたことから、岩屋内に楽器練習室が3部屋設けられた。

(第Ⅲ期の使用変更)

(ア) 1階

a 食室は長男夫人の寝食部屋へ変更

(イ) 2階

a 手術室(当初、温室)は浴室へ変更

b 病室2室(当初、娘室、応接室)は下宿部屋へ変更

(ウ) 3階

a 各室は下宿部屋へ変更

イ 第Ⅲ期の主な改装

第Ⅲ期の改装は、大学生の下宿部屋のために行われたものと三河義行の孫夫妻の徳島への転居の検討に起因するものがある(転居は行われなかった)。

(第Ⅲ期の主な改装)

(ア) 1階

a 食室は小上がり、流し台を増設

b 診察室(当初、主人夫妻寝室)、待合室(当初、応接室)は改装

(イ) 2階

a 手術室(当初、温室)はユニットバスを設置

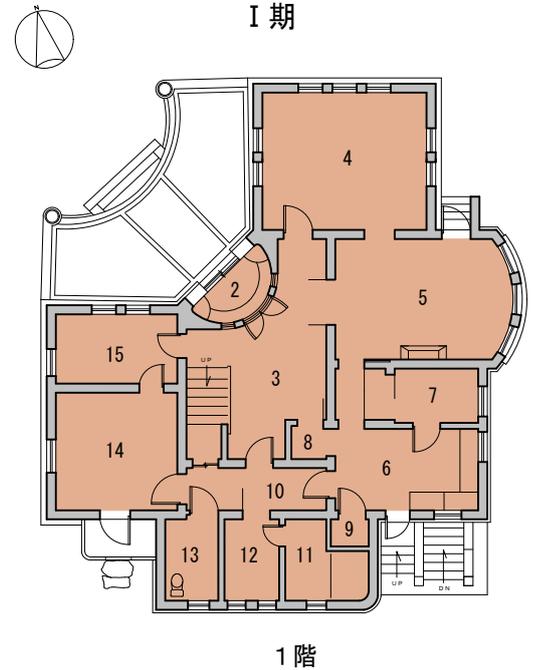
b 病室(当初、娘室、応接室)は改装し、下宿部屋へ変更

(ウ) 3階

a 各室(当初、第一物置、第二物置、小供部屋)は改装し、下宿部屋へ変更

1階

No.	I期	II期	III期
2	玄関	玄関	玄関
3	廣間階段室	廣間階段室	廣間階段室
4	主人書斎兼客室 →	寝室	寝室(静養室)
5	食室	食室	食室
6	台所配膳所	台所配膳所	台所配膳所
7	女中室	女中室 →	休憩室
8	廣間付属室	廣間付属室	廣間付属室
9	配管室	配管室	配管室
10	廊下	廊下	廊下
11	浴室 →	物置	物置
12	脱衣室化粧室 →	薬局 →	不明
13	便所 →	処置室 →	風呂便所
14	主人夫妻寝室 →	診察室 →	寝室
15	応接室 →	待合室 →	応接室



2階

No.	I期	II期	III期
17	廣間階段室	廣間階段室	廣間階段室
18	球突室 →	物置	物置
19	夫人室 →	寝室	寝室
20	温室 →	手術室 →	風呂、台所
21	東側廊下	東側廊下	東側廊下
22	南側廊下	南側廊下	南側廊下
23	暗室	不明	不明
24	化粧室	化粧室	化粧室
25	便所	便所 →	シャワー室
26		トイレ(増築)	トイレ(増築)
27	娘室 →	病室 →	下宿部屋
28	応接室 →	病室 →	下宿部屋

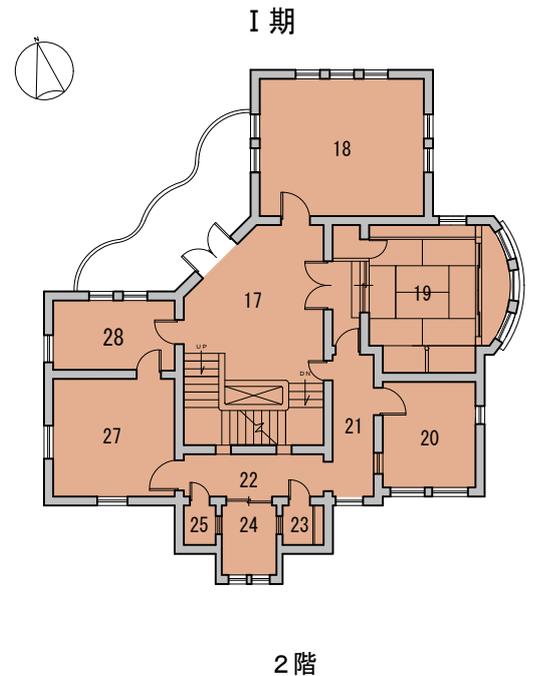


図2-1 三河家住宅の変遷(1)

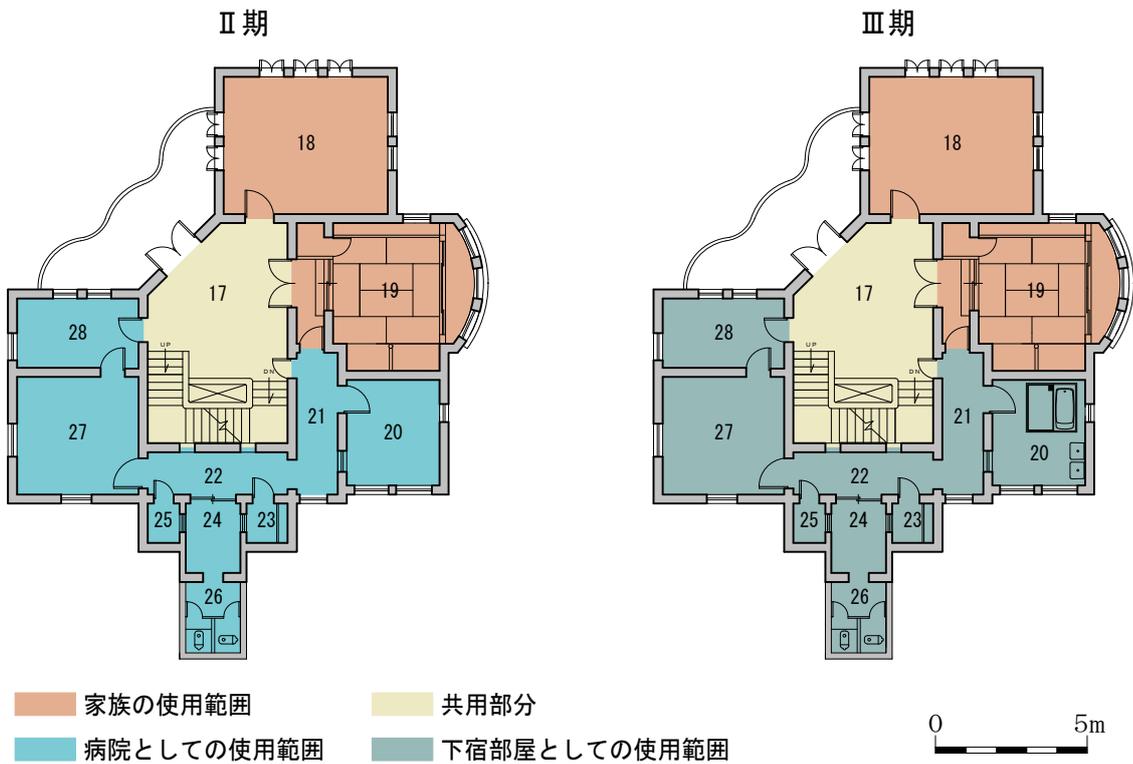
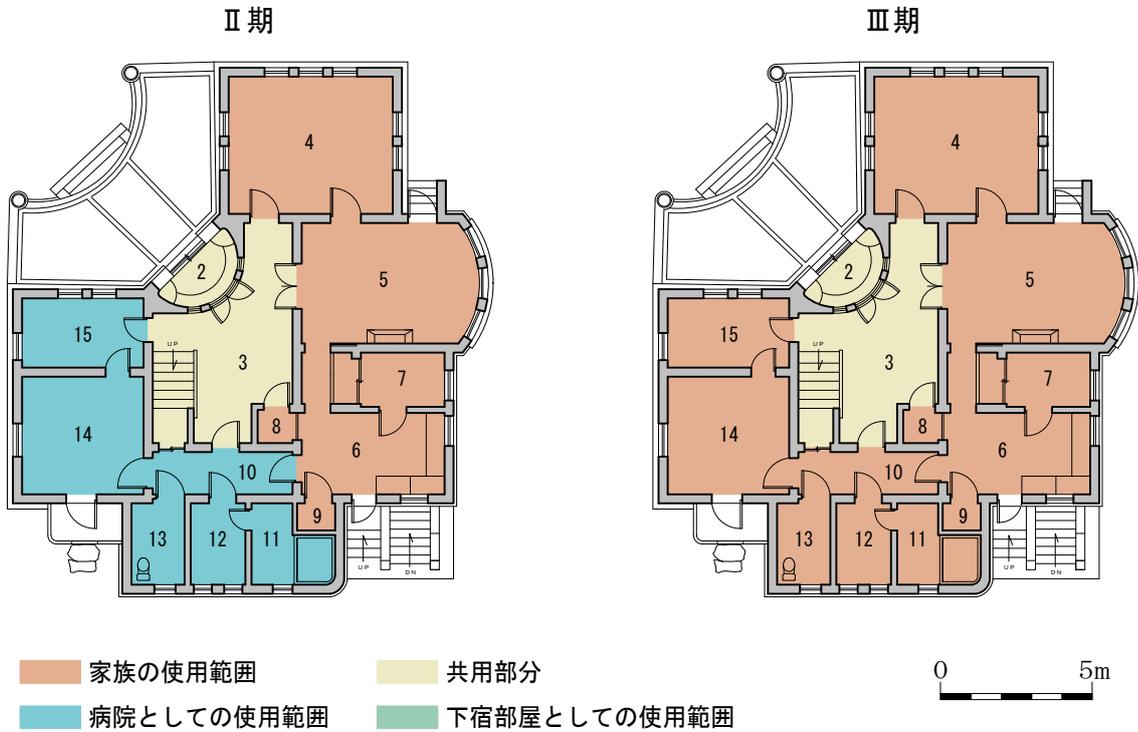


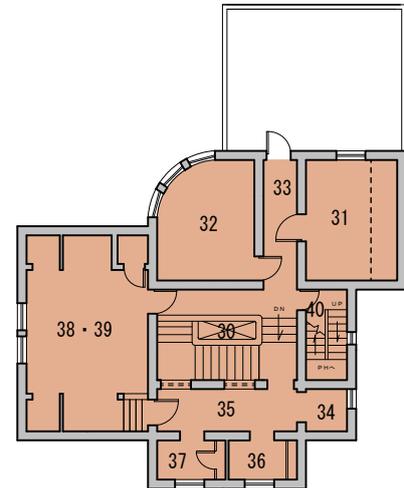
図 2-2 三河家住宅の変遷(2)

3階

No.	I期	II期	III期
30	階段室	階段室	階段室
31	第一物置	→ 病室	→ 下宿部屋
32	第二物置	→ 病室	→ 下宿部屋
33	北側廊下	北側廊下	北側廊下
34	温罐室	不明	→ 物置
35	南側廊下	南側廊下	南側廊下
36	洗面室	不明	→ 台所
37	便所	不明	→ 台所
38	小供室	→ 病室	→ 下宿部屋
39	小供室	→ 病室	→ 下宿部屋
40	塔屋階段室	塔屋階段室	塔屋階段室



I期



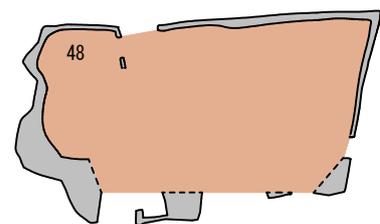
3階

岩屋・外便所

No.	I期	II期	III期
48	物置	物置	物置
49			楽器練習室
50			楽器練習室
51			楽器練習室
52	便所	→ 風呂	風呂



I期



岩屋



外便所

図2-3 三河家住宅の変遷(3)

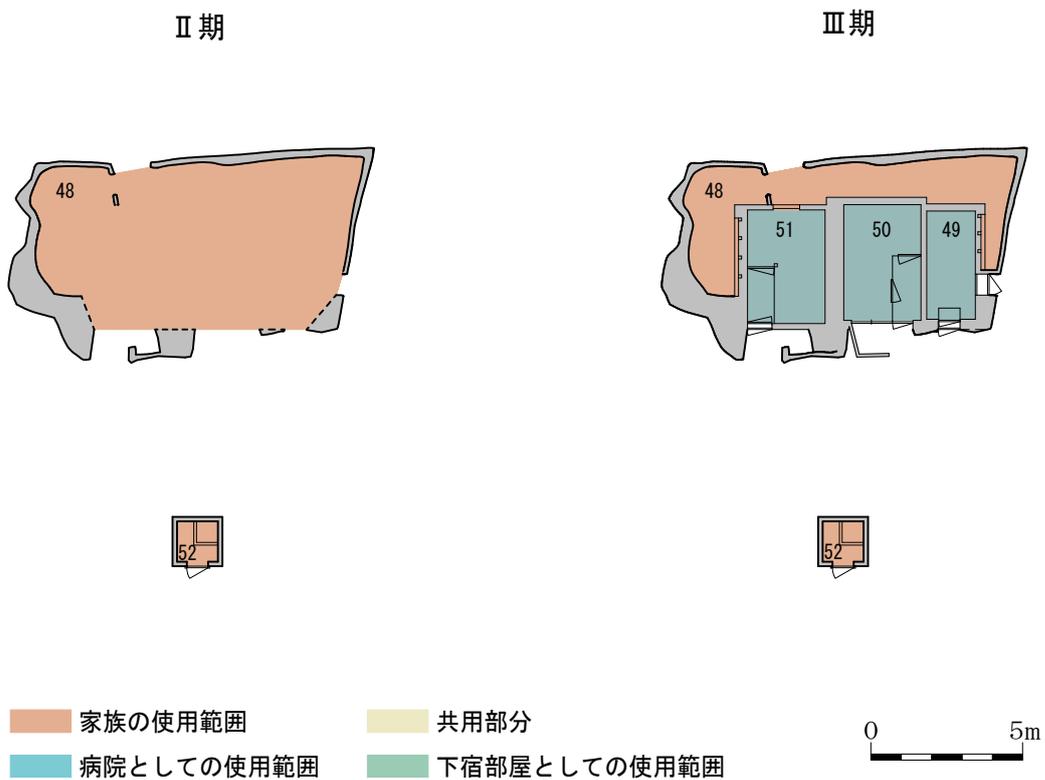
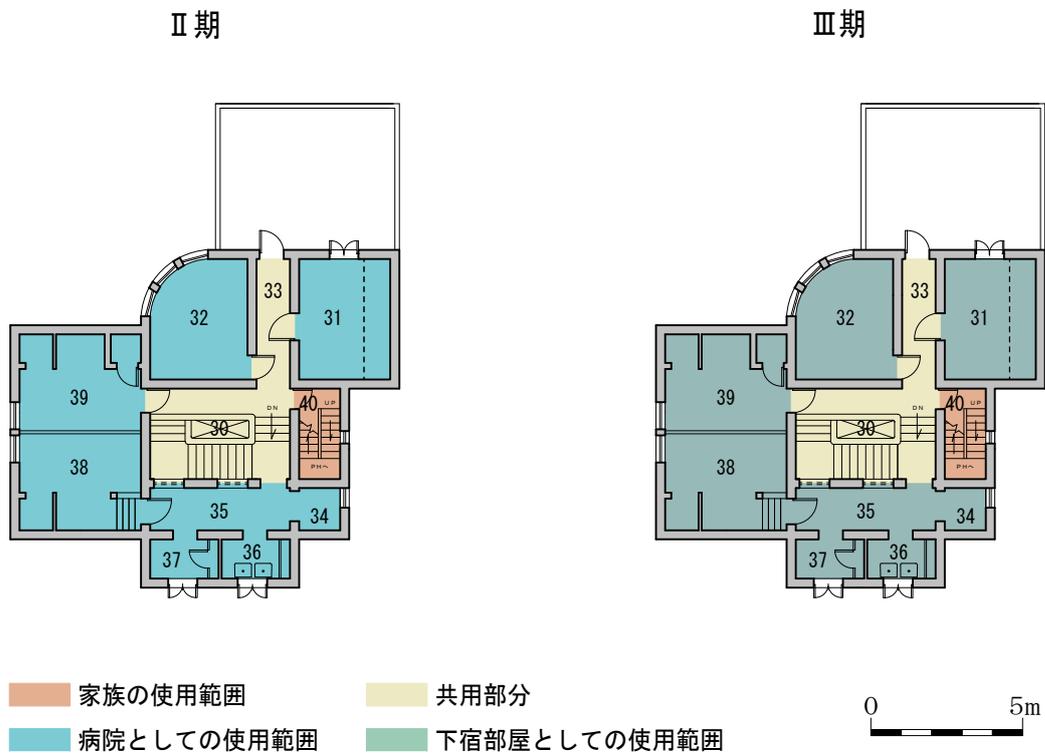
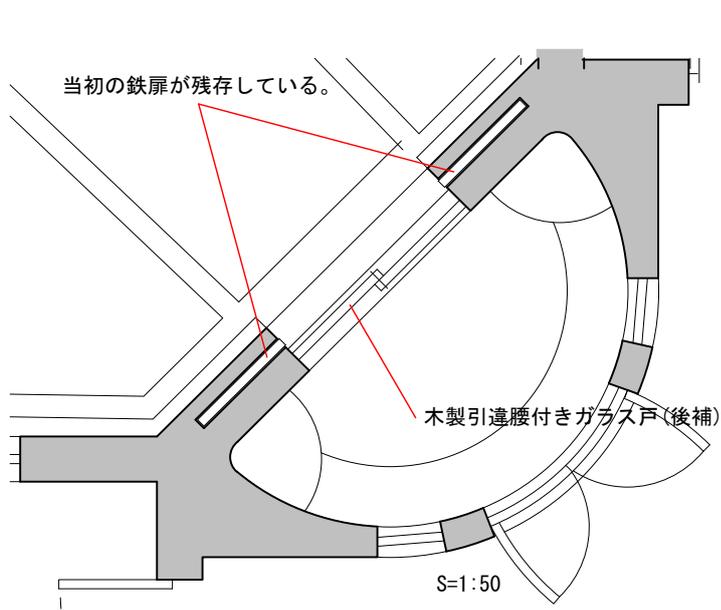
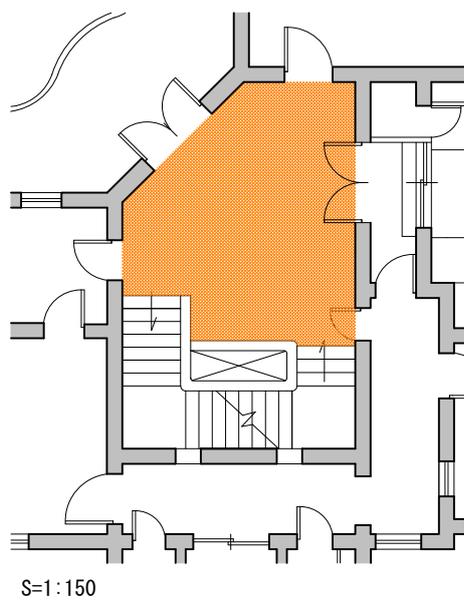


図2-4 三河家住宅の変遷(4)



1階玄関の改装



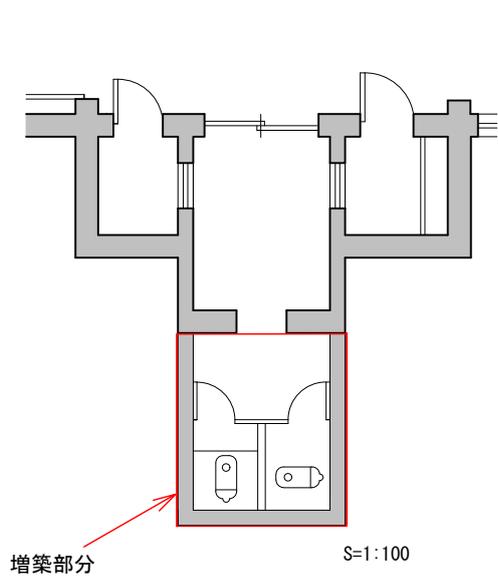
2階廣間階段室(古写真部分)
床面が1階主人書斎室兼客室と同様に、寄木貼であったことが分かる。



現状2階廣間階段室
現在は板ブロック貼としている。

2階廣間階段室の改変

図2-5 三河家住宅の変遷(5)



便所(増築)内観
扉サイズの違いや壁面仕上げの違いなど姑息的な仕上がりとなっている。



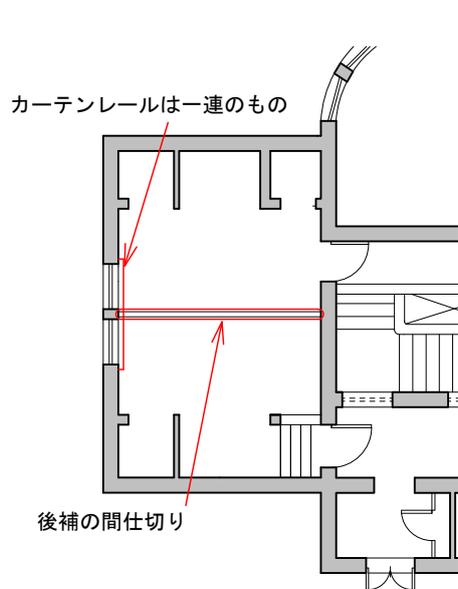
便所(増築)内観躯体接続部の亀裂
内部では、躯体の接続部に亀裂が生じていることが確認できる。



南側外観写真

便所は2階洗面室に接続するように増築されている。足元は鉄骨で立ち上げられている。

2階トイレ(増築)

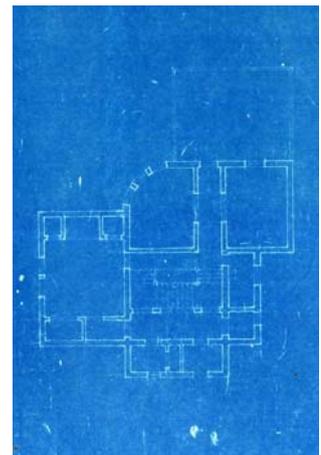


小供室(南)カーテンレール
カーテンレールが間仕切りを貫いて北側とつながっている。



小供室(北)間仕切り

3階小供室間仕切り



当初図 3階平面図

当初の図面には、3階西側の小供室には間仕切りが描かれていない。

図2-6 三河家住宅の変遷(6)

2 三河家住宅の特徴

三河家住宅は木内豊次郎の設計によるが、木内が作成した『三河邸新築工事内譯書』（昭和貳年五月）には「壁張りタイル寸法色合好ノ通り」「外壁大直し中塗下付け上塗マデー式色合好ノ通り」「床壁色合好通り」「壁紙木地及色合好ノ通り」等の記載がみられることから、特に、内外装の仕上げについては三河義行の趣向が色濃く反映されている。

（1）漆喰、石膏、モルタル仕上げ

三河家住宅の外壁は、腰壁石貼を除いて、ほぼ全面にわたってコンクリート躯体の上からモルタル仕上げが施されている。大部分は砂壁風に仕立てられた黄土色のモルタル洗い出し仕上げで、三河家住宅の外観を印象付けるものとなっている。

また、窓周りやベランダ手摺り、北側に張り出した矩形（主人書斎兼客室、球突室部分）の隅石風の部分では少し色調を変えてモルタル研き出しで仕上げられている。内部は、漆喰塗りラフ仕上げが多用される。漆喰塗りラフ仕上げである廣間階段室、主人書斎兼客室ではその表情に変化がみられる。

内外の装飾部には、石膏彫刻が用いられ、外部の剥落した3階第二物置庇の装飾からは、模様部分を石膏で作りはめ込んだような痕跡がみられる。

（2）タイル貼り(巻末資料:巻末1～5)

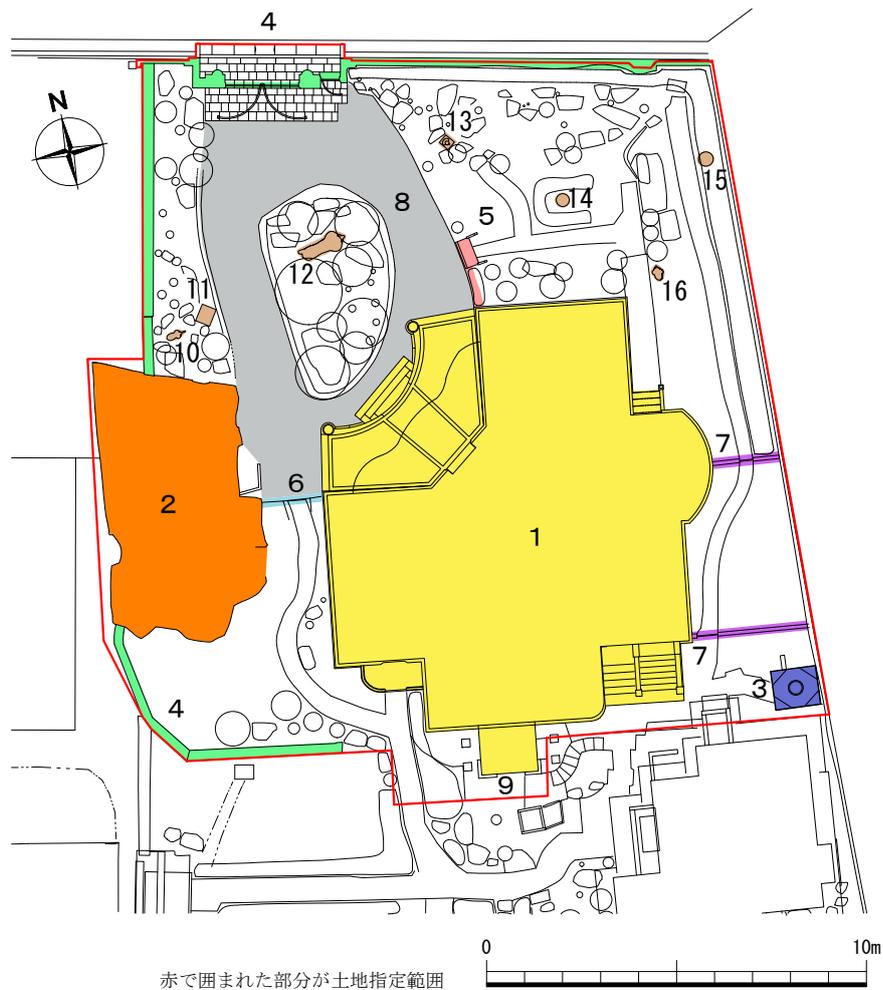
漆喰壁に加えて、多種多様なタイルが使われているが、多くの種類を用いるだけでなく、部屋の用途に合わせたタイルの選択がなされている。台所配膳所、便所、化粧室等の水廻りには床面や壁面には基本的に同種の無釉タイル、施釉タイルを用い統一観を図っている。廣間階段室やベランダ等、来客の眼に触れる部分、球突室や浴室、温室など娯楽や趣味のための部屋には、モザイクタイルや布目タイル等のより趣向を凝らせたタイルを用いている。3階ベランダでは耐候性を考慮してセメントタイルが敷かれる。

戦災で隣地に建つ三河産婦人科病院（木造）が焼失した後、住宅の一部を病院として使用を開始した際に、温室を手術室へ転用することができたのは、水道設備の充実に加えて、床面がタイル、壁面が漆喰壁で仕上げられ、衛生が保ち易かったためと考えられる。

（3）コンクリートの工作物(図2-7、8)

三河家住宅はもとより附指定である岩屋、外便所、門及び塀をはじめ、切妻屋根に乗るグロテスク、庭門、庭に設置された置物等にコンクリートが用いられている。

外観は岩状で内部は洞窟のような岩屋、ビザンチン風の意匠が施された外便所、裏庭門の竹垣風に仕上げられた柵、人物像やプランタースタンドボックス等、さまざまな形や意匠のコンクリートの工作物の製作が試みられている。



- 1 三河家住宅 2 岩屋 3 外便所 4 門及び塀 5 庭門 6 裏庭門 7 袖塀 8 石敷 9 浄化槽 10~16 像



1 三河家住宅

昭和3年頃、医師の三河義行が建設。設計は三河がドイツ留学中に知己を得た、徳島出身の建築家木内豊次郎。施主の趣向を反映した洋風の意匠が特徴。

図2-7 三河家住宅とその他工作物(1)



2 岩屋（倉庫）

鉄筋コンクリートで造られた岩状の構造物。もとは中はがらんどんで、薪などの資材を保管していた。



3 外便所

ビザンチン風の意匠を施された、便所。今は浴室に改装されている。



4 門及び塀（門）

門の一部は石造、塀は鉄筋コンクリート造である。意匠を揃えた設計がなされている。



4 門及び塀（左袖塀）

前面道路の拡幅に合わせて、門及び塀は一度移設されている。



4 門及び塀（右袖塀）

隣接する駐車場にはかつて木造二階建の三河の病院があったが、戦災で焼失した。



4 門及び塀（西側境界岩屋北側の塀）

道路に面する塀とは異なる意匠が施されており、頂部は鉢植えのようにになっている。



4 門及び塀（西南側境界岩屋南側の塀）



5 庭門

北東の庭園との境に設置された、鉄筋コンクリートの擬木を用いた庭門。



6 裏庭門

主屋と岩屋の間に設置された、鉄筋コンクリートの擬木を用いた裏庭門。



7 石敷

車寄せ合わせ、円弧状に石が敷き詰められている。中央にはヤシ等が植えられている。



8 浄化槽

主屋の南側に設置された浄化槽。



9 像



10 像



11 像



12 像



13 像



14 像



15 像

図 2-8 三河家住宅とその他工作物（2）

3 三河家住宅の家具

(1) 調査の目的

三河家住宅では、住宅内に残されていた家具及び三河氏の蔵内に保管されていた家具を含めて、数十点の家具を確認しているが、家具の時代性や配置、使用については不明瞭であった。これらの家具の時代性や意匠等に関する調査を実施し、建設当初の住宅で使用されていた家具の識別、家具の配置を復原することで三河家住宅における生活史の復原につなげるものである。なお、住宅内部に残されていた家具及び三河氏の蔵内で保管されていた家具については、現在、徳島市が別所にて保管している。

(2) 調査の内容

調査は現存する家具類を対象とし、野帳作成、主要部分の採寸、記録写真を撮影する。分類については、家具を種類別に分類し、種類ごとに個々の細工意匠等の特徴を抽出し共通性の把握による時代的一括性を考証する。

家具配置については、古写真や古図面等の資料は存在するものの資料の乏しさから、現状では家具配置の復原については限界がある。残された稀少な資料及び家具調査にもとづき三河家住宅における家具配置の復原推定を試みる。

(3) 家具の概要(巻末資料:巻末6～16)

ア 机類

ライティングデスク(12)、ダイニングテーブル(16)、書斎机(35)、テーブル(1、40、46、49)、座卓(48、51)がある。

16は長円形を呈しスライド構造により台面が伸縮する。六本の脚には掬じり装飾(掬じりの凹部が不明瞭)が施され、食室のマントルピースの掬じり支柱装飾と共通する。脚端部には扁平球状の無装飾の六足が付く。六足の形態は棚11、23の足の形態に共通する。12、16は「大阪三越家具製作工場製作」の金属製銘板が付く。

35は、長方形平面の中央が凹凸状の曲線を呈し、机上面の側直下に2段のベルト状の装飾(縦線削り出し)が廻り、背面側中央には木彫紋様が施される。いずれの装飾も書棚19、21に共通する。机下部の台が脱落し残存しない。

40、46は円形卓であり40は掬じり装飾(掬じりの凹部が明瞭)の脚柱に鏡餅状の四足が付く。四足の形態は箆笥18、ベッド31の足の形態に共通する。46の支柱は大小の球形を連続させる装飾であり、脚柱の形態で他に共通するものはない。足は扁平球状の中央に凸帯が廻る形態の四足であり、ソファ25、棚45に類似するが凸帯の作り出しにシャープさがなく同形態ではない。

49は黒色塗装で脚上端が膨らみ装飾が施され、飾棚7、椅子29の脚の装飾に共通する。

イ 椅子類

ダイニングチェア(2)、椅子(26～29、36～39、41、43)、ソファ

(25、32～34)がある。

2は前面2本の脚が掬じり装飾(掬じりの凹部は不明瞭)で足は扁平球状の四足が付く。座面、背もたれが張り替えられている。26は背もたれに籐を使用している。27の背もたれ背面の装飾は、ベッド24のヘッドボードに付く装飾に共通する。

27、28は座面の背側に「TRADEMARK  式社会式株工木ニルマ」のシールが付く。29の背もたれは籐を使用、前面の2本の脚上端は膨らみをもち装飾が施され、飾棚7、テーブル49の脚の装飾に共通する。36、38は籐椅子である。37、43は回転椅子で、37は座面裏面に「大阪三越家具製作工場製作」の金属製銘板が付く。39は座面にマルニ木工のマークが付く。41は前面2本の脚が掬じり装飾(掬じりの凹部が明瞭)で鏡餅状の四足が付く。

25は一人掛けの革貼りで、前面に扁平球状の中央に凸帯を廻らす二足が付く。下端の板材に角棚45と共通するベルト状装飾(縦沈線が等間に入る)が施される。32は一人掛け、34は三人掛けで布地のデザインは同じである。前面に扁平球状の無装飾の二足が付き、足裏面には金属製突起が付く。足の形態は飾棚11、角棚23、ダイニングテーブル16、ソファ32の足の形態に共通する。33は一人掛け、同じ布地の三人掛けもあるが破損が著しい。前面に扁平球状の中央に球飾りを廻らす二足が付く。足の形態は角棚17、書棚19、21の足の形態に共通する。

ウ 寝具類

ベッド(24、31)がある。24はヘッドボードとフットボードの一部が籐製である。ヘッドボードの木彫円形の装飾は、椅子27の装飾に共通する。31はヘッドボードとフットボードの両端には掬じり装飾(掬じりの凹部が明瞭)が施され、鏡餅状の四足が付く。四足の形態は、箆笥18、テーブル40の足に共通する。

エ 棚類

角棚(10、17、23、45)、書棚(19、21)、飾棚(4、6、7、9)、戸棚(5-1、5-2、11)がある。

10の扉の把手装飾は、箆笥18の把手装飾の形態に共通する。17はガラス扉で前面上位にベルト状の装飾を配す。扉の把手の形態は書棚19、21の把手に共通する。足は前面に二足付け、扁平球状の中央に球飾りを廻らす。背面角部の足は角材である。23は中央に鏡が取り付けられ、鏡を中心に棚が取り付くが配置した箇所は壁寸法に合わせているため左右非対称である。鏡付近の装飾は箆笥扉の装飾に類似するがよりデザイン的である。家具が壁面の照明スイッチを覆うため、板材の一部を取り外しスイッチが使用できるようにしている。扉には三河家家紋の木彫の花菱を施す。足は前面に扁平球状の二足を付けるが、家具を壁面に沿わせるため足の一部が切り取られている。45の扉には長方形窓状の装飾が施され、金具把手が付く。前面下端にベルト状装飾(縦沈線が等間に入る)、前面に扁平球状の中央に凸帯が廻る二足が付きソファ25の足の形態に共通する。

19、21はガラス扉で21はステンドグラスである。前面及び側面上端にベルト状装飾(縦線削り出し)を配し、中央部に木彫紋様を施す。扉の把手の形態及び足の形態は角棚17に共通する。21は設置個所に温水ラジエーターの配管があることから背面が改造されている。

4は底板上に4本の掬じり装飾の脚(掬じり凹部は不明瞭)を立て、上位に3段の引き出しが付く。引き出しの把手は棚11、ホールスタンド13、角棚23に共通する。6は扉の箆筒と共通する装飾を施し、掬じり装飾(掬じり凹部は明瞭)の脚と鏡餅状の四足が付く。扉の把手は台座がなく把手の形態に共通するものはない。7は箆筒14の把手に共通するが台座が付かない。脚上端は膨らみをもち紋様が施される。9は和様家具である。5-1、5-2は一体品であり、把手の形態は飾り棚7に共通する。

4、11、17、19、21、23、45は「大阪三越家具製作工場製作」の金属製銘板が付く。

オ 箆筒類

和洋箆筒(14、18、20、22a、22b)がある。14、18は一体型であるが、20は2分割、22a、22bは3分割でき、分割・組立のための持ち手金具が付く。扉面の窓形の装飾はすべて同形態であるが、14、18と20、22a、22bは細部の形態が異なる。また、扉、引き出しの把手、扉の蝶番(18は上下端に玉飾りが付く)の形態も異なる。14は黒色塗装で把手の形態は棚5-1、5-2に共通する。20、22a、22bの把手の形態は、棚19、21、23に類似するが共通しない。18の底面には鏡餅状の六足が付く。六足の形態は、ベッド31、テーブル40の足の形態に共通する。

20、22a、22bの背面には、「福島町 製造直賣 二共タンス店」の貼り紙が付く。

カ その他の家具

鏡台椅子(3)、鏡台(15)、収納ミシン(8)、ホールスタンド(13)、飾台(30)、ワゴン(42)、脚付火鉢(44)、籠(47)、衝立(50)がある。

15は三面鏡で椅子3と脚の形態が類似することから化粧台セットと考えられる。引き出しの把手は金属製である。8はSINGERミシンの収納家具である。13は革貼りで、中央上位に鏡、鏡下は収納棚、両サイドは上半は帽子掛けのフック、下半は傘立て用の金具が付く。42は食事を運ぶワゴンでタイヤには「OKUMAGO」印がある。

(4) 属性による家具の分類(表2-1~3)

家具の製作工程で施された技術形態が示す意匠等について属性分類を行う。

ア 属性1 掬じり装飾

(ア) 1-1 掬じりの凹部が浅く不明瞭なもの

ダイニングチェア 2、飾棚 4、1 1、ダイニングテーブル 1 6、
ワゴン 4 2

- (イ) 1-2 掬じりの凹部が深く明瞭なもの
飾棚 6、ベッド 3 1、テーブル 4 0、椅子 4 1

イ 属性 2 足の形態と装飾

- (ア) 2-1 扁平球状の中央に球状装飾を廻らすもの
角棚 1 7、書棚 1 9、2 1、ソファ 3 3
- (イ) 2-2 扁平球状の中央に凸帯を廻らすもの
ソファ 2 5、角棚 4 5、テーブル 4 6
- (ウ) 2-3 扁平球状で無装飾のもの
ダイニングチェア 2、飾棚 1 1、ダイニングテーブル 1 6、角棚 2 3、
ソファ 3 2
- (エ) 2-4 鏡餅状のもの
飾棚 6、箆筒 1 8、ベッド 3 1、椅子 4 1

ウ 属性 3 扉・引き出しの摘み・把手の形態と装飾

- (ア) 3-1 台座無+前面凸面+柱状基部
飾棚 4、1 1、ホールスタンド 1 3、角棚 2 3
- (イ) 3-2 台座無+前面凸面+中央部円形凸面(蛇ノ目)+柱状基部
ライティングデスク 1 2、角棚 1 7、書棚 1 9、2 1
- (ウ) 3-3 円形台座+前面凸面+中央部小円形凸状+円筒状基部
箆筒 2 0、2 2 a、2 2 b
- (エ) 3-4 円形襷状台座+前面凹形+円筒状基部
角棚 1 0、箆筒 1 8
- (オ) 3-5 台座無+前面凹形+装飾円筒状基部
飾棚 6
- (カ) 3-6 円形台座+前面凸面・中央部凹面+小円形凸状突起+装飾円筒状基部
5-1、5-2 戸棚、飾棚 7、箆筒 1 4
- (キ) 3-7 金属製把手
鏡台 3、ライティングデスク 1 2、角棚 4 5

エ 属性 4 その他形態と装飾

- (ア) 4-1 ベルト状装飾 I (縦線削り出し)
角棚 1 7、書棚 1 9、2 1、書斎机 3 5
- (イ) 4-2 ベルト状装飾 II (縦沈線)
ソファ 2 5、角棚 4 5
- (ウ) 4-3 窓状装飾 I (半円アーチ+方形)
飾棚 6、箆筒 1 8、2 0、2 2 a、2 2 b

- (エ) 4-4 窓状装飾Ⅱ(複数半円アーチ・雲形+方形)
ホールスタンド13、飾棚23
- (オ) 4-5 脚部上端形態(4-5a)、脚部上端装飾(4-5b)に細分
 - (4-5a) 飾棚7、椅子29、テーブル49
 - (4-5b) 鏡台椅子3、鏡台30
- (カ) 4-6 籐を部分的に使用し編み方が共通するもの(4-6a)、籐家具のもの(4-6b)に細分
 - (4-6a) ベッド24、椅子26、29
 - (4-6b) 椅子36、38
- (キ) 4-7 その他の装飾
ベッド24、椅子27

(5) 属性による一括性家具の分類(表2-4)

家具の種類上、属性がすべての家具に共通する要素とはなり得ないが、ここでは属性分類及び家具製作所の根拠を示す「銘板、貼り紙、シール」から導き出される一括性のあるグループ(GP)の設定を行う。

ア GP1

脚掬り装飾(不明瞭1-1)、足無装飾2-3、把手凸面3-1の属性において共通するもので、三越製の銘板が付くものと製作所の根拠を示すものがないもの。

飾棚4、戸棚11、ホールスタンド13、ダイニングテーブル16、角棚23(以上5点銘板付)、ダイニングチェア2、ソファ32、34、ワゴン42(以上4点銘板無)

イ GP2

脚掬り装飾(明瞭1-2)、足鏡餅状2-4の属性において共通するもので、製作所の根拠を示すものがないもの。

飾棚6、ベッド31、テーブル40、椅子41

ウ GP3

足球飾り2-1、把手蛇ノ目3-2、ベルト状装飾(I)4-1の属性において共通するもので、三越製の銘板が付くものと製作所の根拠を示すものがないもの。

ライティングデスク12、角棚17、書棚19、21、書斎机35(以上5点銘板付)、ソファ35(銘板無)

エ GP4

足凸帯装飾2-2の属性において共通するもので、三越製の銘板が付くものと製作所の根拠を示すものがないもの。

角棚45(銘板付)、ソファ25、テーブル46(以上2点銘板無)

オ GP5

把手中凸+円基3-3、窓装飾(I)4-3の属性において共通するもので、二共

タンス店の貼り紙が付くもの。

箆笥 20、22a、22b (以上3点貼り紙付)

カ GP6

把手凹形+把手台座装飾 3-4 の属性において共通するもので、製作所の根拠を示すものがないもの。

角棚 10、箆笥 18 (18は属性 2-4、4-3を共有)

キ GP7

その他の装飾 4-7 において共通するもので、マルニ木工の製作を示すもの。

椅子 28、39

ク GP8

2つの属性を共有するものが異なる属性をもつグループと間接的に相互に連結するもので、製作所の根拠を示すものがないもの。

(ア) 8-1 把手中凸+装基 3-6 と脚装飾 4-5

飾棚 7 (属性 3-6、4-5を共有)

戸棚 5-1、5-2、箆笥 14 (以上3点は属性 3-6)

椅子 29、テーブル 49 (以上2点は属性 4-5)

(イ) 8-2 脚装飾 4-5 と籐製 4-6

椅子 29 (属性 4-5、4-6を共有)

ベッド 24、椅子 26、36、38 (以上4点は属性 4-6)

(ウ) 8-3 その他の装飾 4-7 が共通するもの。

椅子 27 (属性 4-7)

ベッド 24 (属性 4-6、4-7を共有)

(6) 家具の部屋割りと配置(図 2-25)

属性分類から一括性のある家具 GP 1～8 が設定され、各 GP の部屋割りと配置について考察する。

GP 1、3 は「大坂三越家具製作工場製作」の銘板を付すものであり時代的一括性は極めて高いと考えられる。これらの家具の一部は古写真や古図面で確認されることから、家具の部屋割りと配置の復原につなげることができる。GP 内には三越製の銘板が付されていないものもみられるが、装飾・意匠から一括性は高いと考えられる。また、部屋ごとに家具の装飾・意匠の共通性を意識していることから、GP 1 は1階食室と1階廣間階段室、GP 3 は1階主人書斎兼客間に部屋割りと配置された家具であると認識できる。食室と廣間階段室は、多数の来客時には同じ空間として使用されていたことから、家具の装飾性においても同一性がとられたものと考えられる。

GP 2 は三河家住宅の家具に特徴的な掬じり装飾をもつ一群であるが、製作所の根拠を示すものがなく、また、掬じり装飾、部位に GP 1 との形態差がみられる。GP 1 との形態差の起因理由は不明である。この GP にはベッドが含まれることから1階

夫妻寝室の部屋割りが想定されるが配置は不明である。

G P 4 は三越製の銘板を付す角棚 4 5 と銘板を付さないソファ 2 5 は部位の装飾、意匠から一括性があると考えられるが、テーブル 4 6 の装飾は類似するが同一ではなく後継家具として模倣品の可能性がある。ソファ 2 5 (2 脚) は革貼りで重厚感があり、一人掛けが 2 脚であることから撞球チェアとして 2 階球突室の部屋割りが想定されるが配置は不明である。

G P 5 は「福島町 製造直賣 二共タンス店」の貼り紙を付すもので、徳島市福島町に所在した家具店であったと考えられるが、現在、二共タンス店に関する情報を得ることはできない。貼り紙の字体から戦前の製作と考えられる。部屋割りと配置は不明である。

G P 6 は製作根拠を示すものがなく、特に箆笥 1 8 は G P 2、5 に分類される装飾、意匠を共有し、他に類型がない家具である。角棚 1 0 の把手装飾は 1 8 に共通するが、作りの様相が異なり模倣の後出感がある。1 8 は足形態がベッド 3 1 と同形態であることから、1 階夫妻寝室の部屋割りと配置を想定するが解釈認識による。

G P 7 は製作根拠を示すマルニ木工株式会社のシール、印があるが、部屋割りと配置については不明である。

G P 8 は間接的に一括性を示す家具群である。セット関係として、(戸棚 5 - 1、5 - 2 と箆笥 1 4)、(椅子 2 9 とテーブル 4 9)、(ベッド 2 4 と椅子 2 0) がある。

籐の編み方紋様、脚上端の紋様、把手・摘みの形態性を有する一群であり、後継家具として同じ時期に揃えられたとも考えられるが、部屋割りと配置は不明である。

なお、家具には破損、改造、木材の腐蝕、白蟻被害等がみられるものがあることから、生活史を復元するための家具の配置については、破損家具の修復及び家具配置の有効性の検討を合わせて行う必要がある。

属性	1 脚疾じり		2 足装飾				3 把手・摘み				4 その他の装飾							銘板・貼り紙・シール					
	不明瞭	明瞭	球	凸帯	無装飾	鏡餅	凸面	蛇ノ目	中凸+円基	凹形+装台	凹形+装基	中凸+装基+円台	金属	ペI	ペII	窓I	窓II	脚装	籐	その他	三越	二共	マルニ
	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	4-6	4-7			
フーブル																							
ダインガチエ2	●			●															●b				
鏡台椅子3	●						●																
籐棚4																							
戸棚5-1											●											●	
戸棚5-2										●													
籐棚6		●				●											●						
籐棚7																		●a					
ミシン8																							
籐棚9																							
角棚10									●														
戸棚11	●				●		●															●	
ライオンガテスキ2								●				●										●	
ホーリスラント13							●															●	
箆笥14												●											
鏡台15																							
ダインガチフル16	●				●																	●	
角棚17														●								●	
箆笥18																							
書棚19																●						●	
箆笥20																							●
書棚21																							
箆笥22a																							●
箆笥22b																							●
角棚23																							●
ベッド24																							
ソファア-25																							●
椅子26																							●a
椅子27																							●a
椅子28																							
椅子29																						●a	●
籐台30																						●b	
ベッド31		●																					
ソファア-32																							
ソファア-33																							
ソファア-34																							

表2-1 三河家住宅家具属性分類(1)

属性	1 脚振り		2 足装飾			3 把手・摘み				4 その他の装飾							銘板・貼り紙・シール							
	不明瞭	明瞭	球	凸帯	無装飾	鏡餅	凸面	蛇ノ目	中凸+円基	凹形+装台	凹形+装基	中凸+装基+円台	金属	べ1	べII	窓I	窓II	脚装	藤	その他	三越	二共	マルニ	
書斎机35																								
椅子36																			●b					
椅子37																								
椅子38																			●b					
椅子39																								
テーブル40		●				●																		●
椅子41		●				●																		
ワゴン42		●																						
椅子43																								
脚付火鉢44																								
角棚45													●		●									●
テーブル46																								
テーブル47																								
座卓48																								
テーブル49																								
衝立50																								
座卓51																								



振りり1-1



振りり1-2



足装飾2-1



足装飾2-2



足装飾2-3



足装飾2-4



把手・摘み3-1



把手・摘み3-2



把手・摘み3-3



把手・摘み3-4



把手・摘み3-5



把手・摘み 3-6

表2-2 三河家住宅家具属性分類(2)



把手・摘み3-7



把手・摘み3-7



把手・摘み3-7



その他の装飾ベルト状I



その他の装飾ベルト状I



その他の装飾ベルト状II



その他の装飾窓状I



その他の装飾窓状I



その他の装飾窓状I



その他の装飾窓状I



その他の装飾窓状II



その他の装飾窓状II



その他の装飾脚装飾



その他の装飾脚装飾



その他の装飾籐



その他の装飾籐



その他の装飾その他



その他の装飾その他



「大阪三越家具製作工場製作」銘板



「二共タンス店」貼り紙



「マルニ木工株式会社」シール

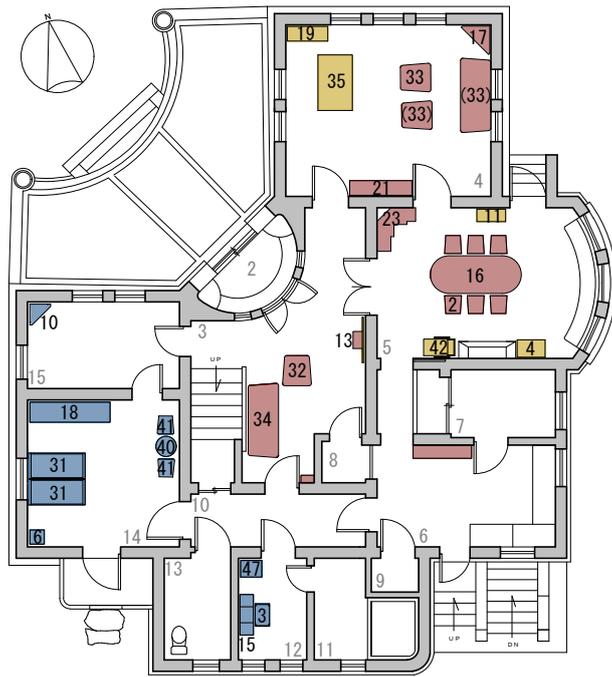


マルニ印

表2-3 三河家住宅家具属性分類(3)

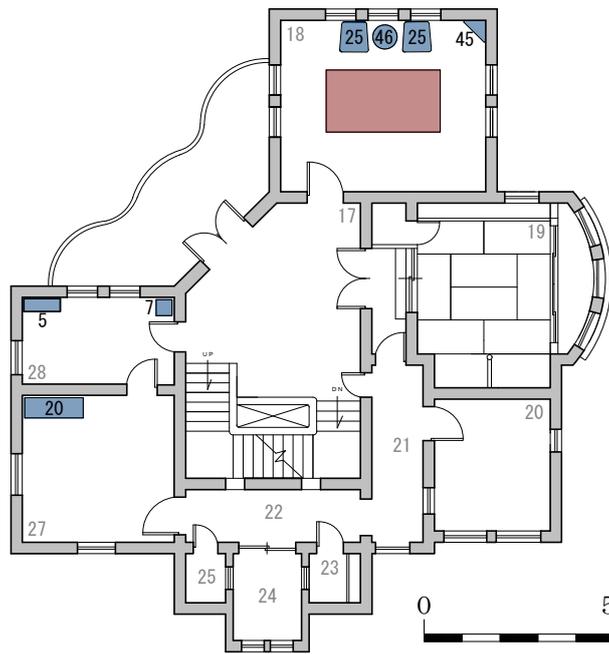
GP	GP1	GP2	GP3
属性	脚振じり(不明瞭)、足無装飾、把手・摘み凸面	脚振じり(明瞭)、足鏡餅状	足球飾り、把手・摘み蛇ノ目、ベルト状I
銘板等有無	1-1、2-3、3-1 三越銘板	1-2、2-4 無	2-1、3-2、4-1 無
家具	飾棚4 戸棚11 角棚23 タニクテブ16	飾棚6 バット31 テブ40 椅子41	角棚17 書棚19 書棚21 書斎机35 ソフ35
GP	GP4	GP5	GP6
属性	足凸帯	把手・摘み中凸+円基、窓I	把手・摘み凹形+把手・摘み台座装飾
銘板等有無	3-1 三越銘板	3-3、4-3 二共タンス店	3-4 無
家具	角棚45	箆管20 箆管22a 箆管22b	角棚10 箆管18
GP	GP7	GP8	
属性	その他の装飾	把手・摘み中凸+装基、脚装飾	その他の装飾
銘板等有無	4-6 マルニ木工	3-6、4-5 無	4-5、4-6 無
家具	椅子28 椅子39	飾棚7 戸棚5-1、5-2 椅子29 テブ49	椅子27 バット24 椅子26 籐椅子36、38

表2-4 三河家住宅一括性家具の分類



- 2 玄関
- 3 廣間階段室
- 4 主人書齋兼寢室
- 5 食室
- 6 台所配膳所
- 7 女中室
- 8 廣間付属室
- 9 配管室
- 10 廊下
- 11 浴室
- 12 脱衣化粧室
- 13 便所
- 14 主人夫妻寢室
- 15 応接室

1階



- 17 廣間階段室
- 18 球突室
- 19 夫人室
- 20 温室
- 21 東側廊下
- 22 南側廊下
- 23 暗室
- 24 化粧室
- 25 便所
- 27 娘室
- 28 応接室

2階

- 部屋割りと配置が認識できるもの
- 部屋割りは想定できるが、配置は解釈認識によるもの
- 部屋割りと配置は解釈認識によるもの

図2-9 三河家住宅家具推定配置図(1、2階)

第3章 保存管理計画

1 保存管理の現状

三河家住宅は住居として計画、建設されながら、戦災後には病院、大学生の下宿所へと使用が変更され、その都度改変が重ねられてきた。その過程で改変部分と建設当初の三河義行の嗜好が色濃く反映された状態が残る部分があり、統一的な雰囲気失われている。特に、病院時代の改変である3階屋根の変更（当初の屋根は小屋組の大半とともに戦災により焼失）、2階南側のトイレの増築、2階温室の手術室への改装に伴う屋根の変更は応急的な処置として施され、後述する現在の破損の要因になっている。

今後の保存活用を見据え、建造物のもつ特徴を引き立たせること、また、現在の破損原因を取り除くことを考慮した上で、三河家住宅を三河義行により建設された当初の状態に復することをめざす。

(1) 保存状況

目視調査では構造的に明らかな欠陥は認められないが、さまざまな形が寄り集まり構成された住宅のため、屋根形状が複雑であること、小規模な改造が繰り返し行われていることなどから、雨天荒天時の漏水を発生しやすい状態が恒常化している。以下に主な破損状況を記す。

ア 三河家住宅の破損状況(図3-1～8)

塔屋及び地下室では階段、壁面、柱などに多数の亀裂が生じている。塔屋では過去の補修痕からも雨漏りが恒常化し、鉄筋の腐蝕進行による表面の爆裂につながっている。増築トイレは取り付けの部分に天井から床面にかけて大きなクラックが東西両面に生じており深刻な破損である。

外部では、2階夫人室の屋根にあたる銅板葺は勾配が緩く、漏水を生じやすい状況であり、コンクリートブロックで棟を抑える処置が施されている。全体的に軒部分では、内部鉄筋の腐蝕による爆裂や軒裏の装飾剥落が進行し、鉄筋が露出している箇所が多数みられる。外壁は仕上げ材のモルタルに浮きが生じ、全体に汚損が目立つ。腰壁石貼は健全であるが、一部に錆のような汚損がみられる。

室内では、全体に経年劣化及び雨漏りなどによる破損がみられる。特に、北側及び東側の1階主人書斎兼客室、2階球突室、夫人室、温室、3階温罐室で雨漏りを主要因とする破損が著しい。水廻り機能が集約されている南側突出部では、昇階に従い規模が小さくなる形状のため漏水が生じやすくなっている。また、1階浴室では壁面からアーチ天井に貼られたラスモザイクタイルが広範囲にわたり剥落、錆汁による汚損がみられる。

元所有者からの聞き取り調査では、3階塔屋階段室、廊下、温罐室では雨漏りが恒常化しており、改修を重ねているが効果がみられないこと、また、台風時には東側及び北側に被害が集中することを確認している。

イ 岩屋、外便所、門及び塀、その他工作物の破損状況(図3-9~11)

岩屋は仕上げ材のモルタルの剥落が進行し、各所に亀裂を生じている。内側では、鉄筋及び鉄鋼が露出し錆を生じている。また、頂上のコンクリート製五輪塔が崩落している。外便所は西側が沈み傾いている。屋根面は亀裂が生じ、全体に汚損がみられる。門及び塀は全体に苔や亀裂が生じ、東側JR用地との境界では塀が東側に倒れ込んでいる。鉄筋コンクリート製の庭門、裏庭門、像などは各所に亀裂やコンクリートの爆裂がみられる。石敷きには割れや浮きが生じている。

ウ 破損状況のまとめ

(ア) 経年劣化による破損

- a 軒蛇腹飾りの剥落、鉄骨の露出
- b 腰壁石貼りの汚損
- c 石膏彫刻の脱落、汚損
- d 床面板貼、寄木貼の浮き、割損
- e ステンドグラスの弯曲
- f 外壁モルタルの浮き、汚損
- g 漆喰仕上げの剥落と汚損
- h タイル仕上げの割損、脱落、浮き、汚損
- i 照明、照明台座の脱落
- j 敷地内鉄筋コンクリート製構成要素（岩屋等）の亀裂、鉄筋の露出
- k 外便所の西側への傾き、東側塀のJR敷地側への倒れ込み

(イ) 雨漏り等による破損

- a 塔屋外部・内部階段、腰壁等の亀裂
- b 漆喰壁の剥落、浮き
- c 壁面タイル貼の割損、脱落
- d 鋼製建具の発錆
- e 地下室鉄筋コンクリート柱の爆裂
- f 錆汁の発生
- g コンクリートの爆裂
- h 天井板の汚損

(ロ) 構造的破損

- a 増築トイレ、天井から床面にかけての亀裂
- b 外便所の傾斜

(2) 管理状況

現在、徳島市教育委員会社会教育課が日常管理を行っている。管理の内容は、台風時等の巡回点検、敷地内の除草清掃（年1~2回）及び庭木の剪定（年1回）である。住宅内部については、随時の清掃実施で定例化していない。

1階

1階に見られる主要な破損は経年及び雨漏りによるものである。主人書斎兼客室の破損状況から、北側、東側に雨漏りが多いことが分かる。また、上階の部屋と壁位置がずれる浴室でも錆汁が大量に生じ、モザイクタイルが浮き剥落するなど、雨漏りが原因の破損が確認できる。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



1

漆喰壁の剥落

主人書斎兼客室の壁面、腰部分の漆喰壁が剥落している。窓下の位置で、床面にも雨染みがあり、窓台からの雨漏りが直接の破損原因と考えられる。



2

石膏彫刻、壁紙の汚損

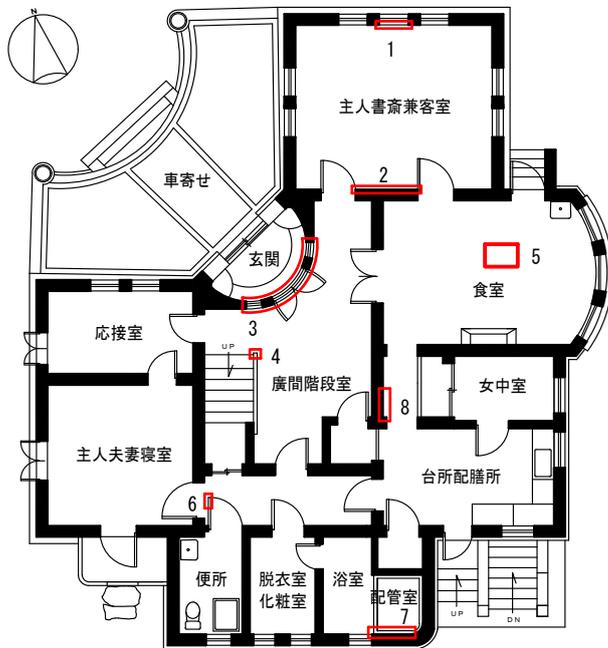
主人書斎兼客室の壁面。経年によって石膏彫刻の表面が変色しており、壁紙にも汚損がみられる。またパイピングコードがはずれかかっている。



3

欄間ステンドグラスの弯曲

玄関木製建具。経年によりステンドグラスが廣間階段室側に弯曲し突出している。



1階

0 5m



4

階段手摺部に亀裂

原因は不明だが、階段手摺部から階段、巾木にかけて亀裂が生じている。



5

寄木貼の浮き、割損

食室、部屋中央部の寄木貼に浮き、割れがみられる。浮いた板は脳天釘打にて姑息的に修繕している。



6

建具ガラスの割損

便所木製建具のステンドグラスが割損している。



7

タイル剥落、錆汁による汚損

浴室モザイクタイルが多くの部分で浮きあがっている。また、鉄筋コンクリート躯体からの錆汁により汚れが生じている。



8

壁タイルに浮き

台所配膳所、壁面のタイルに浮きが見られる。アーチを垂壁に改変したことが一因と考えられる。

図 3-1 三河家住宅内部の破損状況(1階)

2階

雨漏りを原因とする破損を多数確認できる。北側、東側の球突室、夫人室、温室にはその傾向が顕著である。また鉄筋の錆膨張によるコンクリートの爆裂箇所ではかぶり厚が薄いことが分かり、破損を助長していると思われる。トイレ(増築)は取付き部分に著しい亀裂を生じており、危険な状態である。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



9

手すりコンクリートの爆裂
ベランダ手すり部分で、コンクリートの爆裂が見られる。鉄筋の錆膨張による破損。かぶり厚の薄いことが見て取れる。



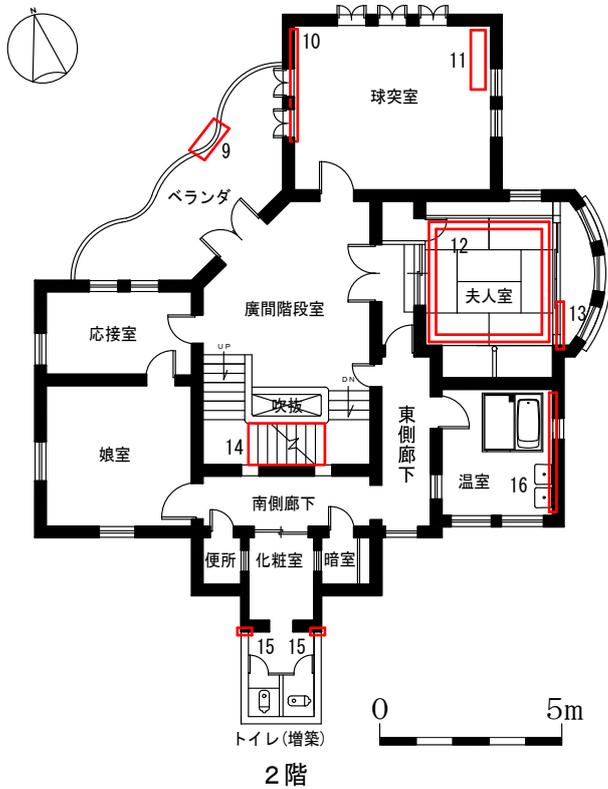
10

壁タイル張りの割損、脱落
球突室北側壁面、腰部分タイル貼の割損、脱落。タイル貼下部のコンクリート躯体の爆裂による影響と考えられる。



11

天井仕飾り漆喰の脱落
球突室、東寄りの天井仕飾りが脱落している。周辺には雨染みも見られる。経年による劣化に加え、雨漏りの影響も考えられる。



12

折上天井漆喰の剥落
夫人室の折上天井部分の漆喰が剥落している。周辺に雨染みが見られることから雨漏りが原因と考えられる。



13

漆喰塗壁に亀裂、上塗の浮き
夫人室縁側の漆喰壁に亀裂、上塗の浮きがみられる。経年による劣化に加え、雨漏りも破損原因と考えられる。



14

石階段踏面に欠損
階段踏面の石部分、モルタル部分が欠損している。写真箇所以外にも軽度ではあるが同様の破損が散見される。



15

トイレ(増築)隅部に著しい亀裂
トイレ(増築)と当初壁面との取付き部分に天井から床に至る大きな亀裂が東西両端に生じている。



16

増築取合部に著しい亀裂
温室東側壁面に著しい亀裂が生じている。降雨時には雨漏りが確認できる状態。

図3-2 三河家住宅内部の破損状況(2階)

3階

3階における主な破損要因は雨漏りである。とくに、塔屋の取付き部分周辺である階段室、温罐室、廊下の天井にその傾向が顕著である。現在は漏水が止まっている箇所もあるが、温罐室では降雨時の漏水が恒常化している。その他には経年による破損が散見される。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



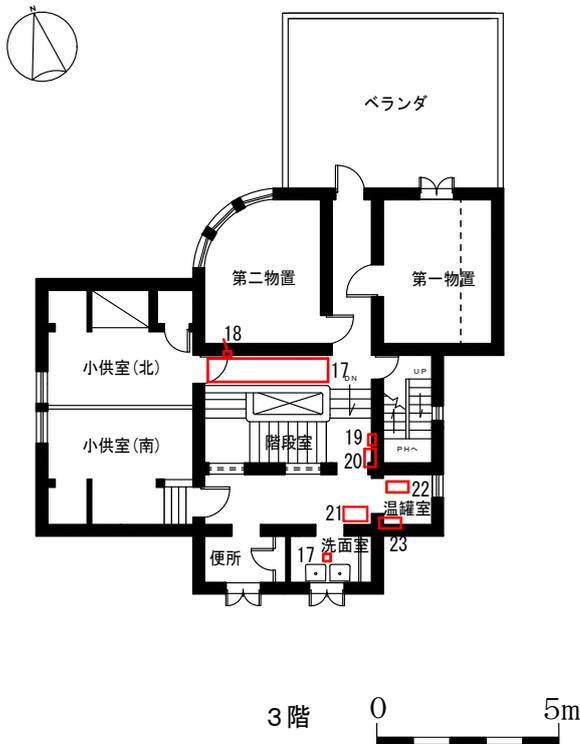
17 廊下床板の不陸
廊下床板に不陸を生じている。経年によるもの。



18 廊下壁面に扉金具による欠損
廊下壁面に扉金具が当って、欠損している。中木に戸当たりが取付けられているが機能していない。



19 ブランケット照明の脱落
階段室東側に取付くブランケット照明が脱落している。経年によるもの。



20 天井隅部の漏水汚損
階段室天井南東隅部分の漏水による汚損。コンクリートの爆裂も確認できる。現在はこの箇所からの漏水は止まっている様子。



21 天井漆喰の剥落、汚損
破損「20」のすぐ南側部分。同様の破損を生じている。天井が剥落し、鉄筋が露出している。錆も確認できる。



22 壁漆喰の剥落、汚損
温罐室の垂壁。雨漏りを原因とする壁漆喰の剥落と、汚損が確認できる。汚損は広範囲にわたっている。



23 天井板の漏水汚損
温罐室天井南西部分に漏水による汚損が確認できる。現在も降雨時には雨が染みている状態。



24 照明台座の脱落
洗面室照明の台座及び配線が脱落している。経年によるもの。

図 3-3 三河家住宅内部の破損状況(3階)

塔屋、地階

塔屋では構造的要因と考えられる破損が階段、壁面腰壁塔に生じている。また雨漏りによる汚損も確認される。地下室では鉄筋コンクリート柱に爆裂が見られる。構造的破損と考えられる。ボイラー設置部分の天井ではモルタルの剥落が著しい。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



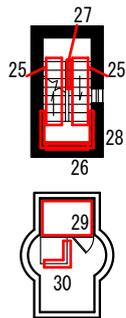
25 鉄筋コンクリート階段の亀裂
鉄筋コンクリート階段の蹴込部分、横方向に一定の亀裂が生じている。



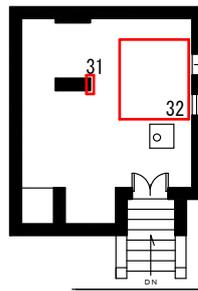
26 鼠漆喰上塗の浮き
塔屋階段室壁面の鼠漆喰上塗が浮いている。補修跡、雨染みも散見される。



27 階段廻り部コンクリートの割損
階段廻り部コンクリートに割損が見られる。



塔屋



地下室



28 腰壁造作の脱落
塔屋階段室壁面、壁部分造作の広い範囲に、脱落、浮きが見られる。



29 鉄製格子戸の発錆
塔屋への出入り口、鋼製格子戸に錆が見られる。周囲には雨染みが生じており、降雨時の恒常的な雨漏りが考えられる。



30 塔屋鉄筋コンクリートに亀裂
塔屋部に横方向に長い亀裂が見られる。亀裂は表面モルタルに生じているが、躯体にまで及んでいる可能性がある。



31 鉄筋コンクリート柱の爆裂
鉄筋コンクリート柱に見られる爆裂。



32 鉄筋コンクリート天井の爆裂
ボイラーが設置されている箇所の天井。モルタル塗が広範囲で剥落し、鉄筋が露出している。鉄筋には錆が見られる。

図 3-4 三河家住宅内部の破損状況 (塔屋、地階)

外部東面

外部に見られる主要な破損として、屋根形状の複雑さから生じる雨漏り、軒蛇腹の飾り剥落がある。外壁は仕上げ材のモルタルに浮きや剥落が見られ、全体的に汚損が目立つ。腰壁石貼りは比較的健全だが、一部に汚損が見られる。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



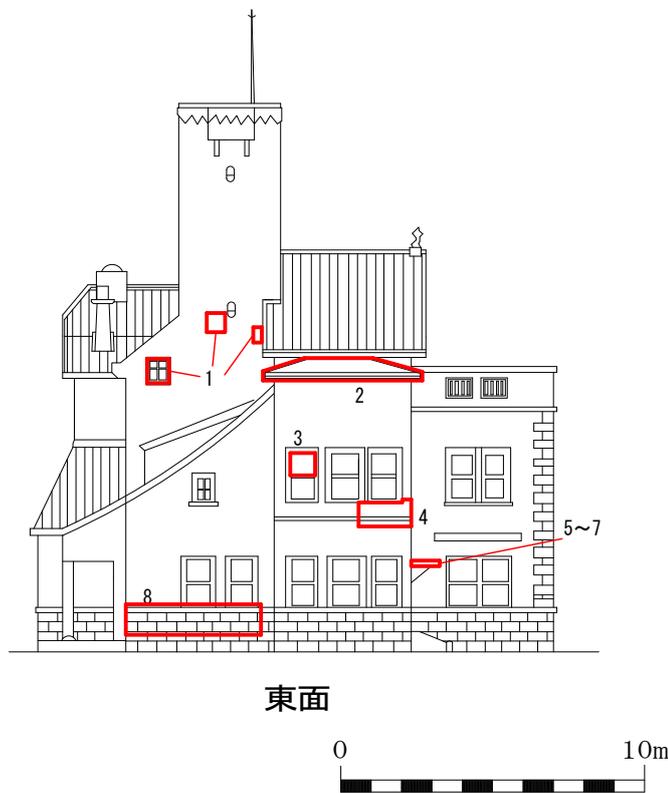
1 **外壁の剥落**
外壁に剥落が見られる。温室窓部分では、躯体コンクリートにも剥落が生じている。



2 **2階夫人室屋根銅板葺き**
棟部分にコンクリートブロックを載せて押える処置がされている。全体に銅板に錆が生じているが、棟周辺ではとくに顕著である。



3 **2階夫人室窓**
窓枠周辺部に汚損が見られる。また、窓ガラスに外から波形塩ビ板が取り付けられている。



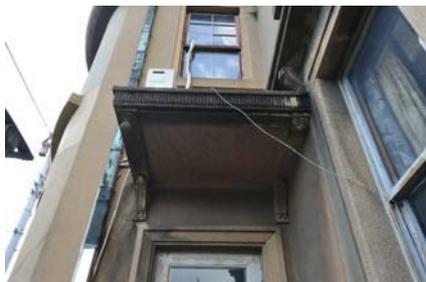
4 **外壁の補修痕**
外壁の補修痕。当初の仕上げと比較して、粒度、明度が異なっている。



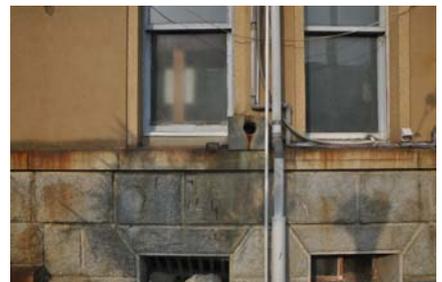
5 **1階食室出入口庇**
空調室外機が置かれ、雨水が溜まり、タイル部分に汚損が見られる。



6 **壁面の汚損**
底下部の部分で外壁の汚損が目立つ。



7 **1階食室出入口庇、装飾の欠損**
写真中央右、底端部から下がる装飾が欠損している。



8 **腰壁の汚損**
台所配膳所の窓下部分。腰壁石貼部分に錆のような汚損が見られる。

図 3-5 三河家住宅外部の破損状況(東面)

外部南面

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



9

温室屋根の改変

温室屋根の改変が暫定的に行われたために、内部への雨漏りの主要因となっている。



10

外壁の剥落

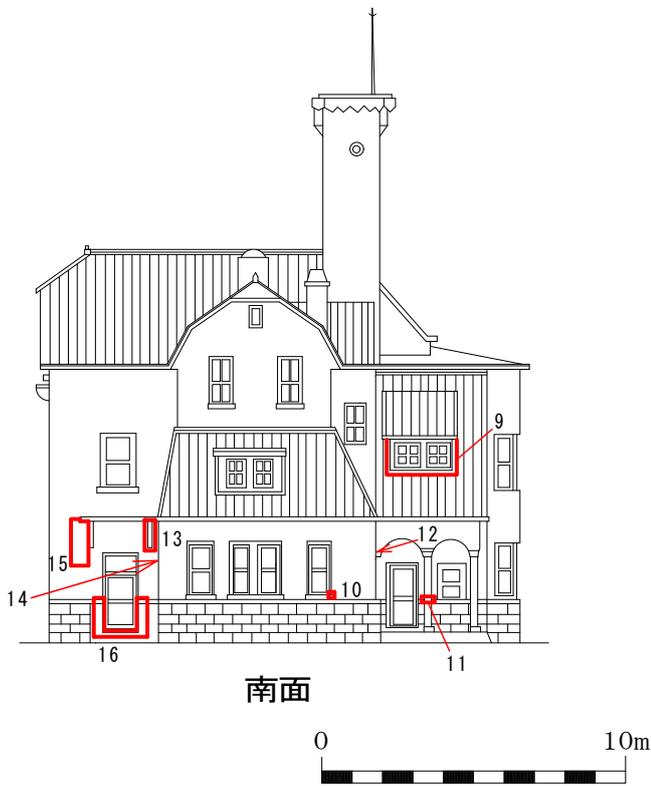
1階浴室の窓部分外壁。外壁の仕上げ材が剥落し、躯体コンクリートがのぞいている。



11

手摺の破損

台所配膳所、勝手口付近の手摺部分仕上げモルタルに亀裂が生じ、上端部分では仕上げ材が剥落している。



12

浴室換気口下の汚損

浴室換気口下で、外壁部に汚損が見られる。



13

主人夫妻寝室出入口庇

庇の鋼材部分が変形している。



14

外壁の剥落

外壁軒部分で、仕上げ材モルタルが剥落している。庇下部で外壁が黒ずんでいる。



15

外壁の補修痕

外壁に補修痕が確認できる。銅製堅樋は下部で塩ビ製のものに継がれている。



16

腰壁石貼の汚損

主人夫妻寝室出入口近くの腰壁石貼が広く汚損している。写真左には白い汚れが見られ、右には錆のような汚損が生じている。

図 3-6 三河家住宅外部の破損状況(南面)

外部西面

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



17 球突室窓の改変
鋼製上下窓の外側から木製窓を取付けている。窓周辺の外壁部の黒ずんだ範囲ではモルタルが浮いている。



18 窓の破損
主人書斎兼客室の窓が割損している。応急的にテープが貼られている。



19 腰壁石貼の汚損
車寄せ部分の腰壁石貼が黒く汚れている。



20 外壁の汚損
窓台下部の外壁が黒く汚れている。



21 軒裏装飾の欠損
軒裏装飾が欠損している。



22 鉢植えの雨染み、亀裂
躯体と一体化になった鉢植えに雨染みが見られる。またわずかだが亀裂が横方向に生じている。



23 樋の欠損
当初と考えられる躯体内部に埋め込まれた樋の一部。

図 3-7 三河家住宅外部の破損状況 (西面)

外部北面

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



24

窓ガラスの割損
割れた窓ガラスに対して内側から合板が貼られている。



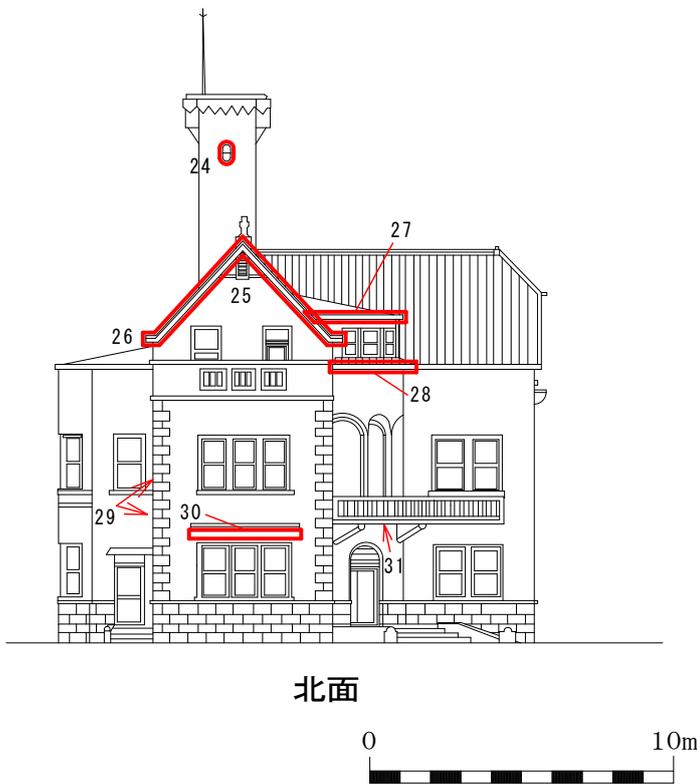
25

コンクリートの爆裂
軒部分で、鉄筋の腐食膨張によるコンクリートの爆裂が確認できる。全体に軒廻りは汚損している。



26

軒裏装飾の剥落
軒裏装飾が剥落している。上部の割損部からは雨天時に雨水の侵入も考えられる。



27

軒裏装飾の剥落
第二物置の軒裏装飾が全面的に剥落している。内部鉄筋が錆びているのが確認出来る。



28

軒裏装飾の剥落、汚損
2階ベランダ部分の軒裏装飾に剥落が見られる。全体的に黒ずんでいる。



29

外壁モルタルの剥落
隅石風に貼られた外壁モルタルが剥落している。



30

外壁、窓上部分の汚損
主人書斎兼客室の窓上部分外壁に汚損が見られる。



31

石膏彫刻の破損
車寄せ部分の照明廻りの石膏彫刻が一部剥がれて、欠損している。

図3-8 三河家住宅外部の破損状況(北面)

附：岩屋、外便所

岩屋は仕上げ材のモルタル剥離が進行し、各所に躯体までいたる亀裂が生じている。内側では鉄筋及び鉄網が露出し、各所で錆が確認できる。外便所は西側が沈み傾いている。屋根面では縦横に亀裂が生じ、部分的には仕上げ材が剥落している。全体に汚損している。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



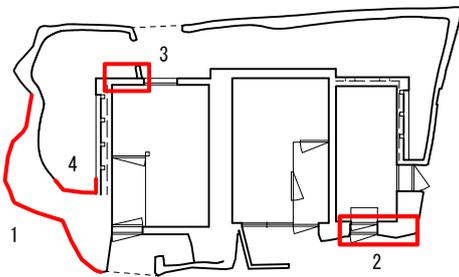
1 仕上げ材の剥離
外壁に剥落が見られる。温室窓部分では、躯体コンクリートにも剥落が生じている。



2 躯体の亀裂
外部の亀裂。躯体にまで至っていると思われる。



3 扉金具の残存
現在は窓に改変されている。



岩屋

0 5m



4 鉄筋、鉄網の錆
鉄筋、鉄網が露出し、錆が生じている。また、コンクリートが剥落している。



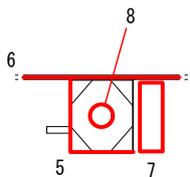
5 外部の汚損
外部が全体的に汚損している。屋根部分では縦横に亀裂が生じ、補修痕が見られる。アルミ製建具は後補。



6 西側への沈下
堀が線路側（東側）へ倒れこんでおり、外便所は西側へ沈んでいる。



7 土台の残存
上部に何か載っていた痕跡があるが詳細は不明。



外便所

0 5m



8 屋根装飾の破損
屋根頂部に載る装飾の仕上げ材モルタルが剥落し、躯体が見えている。ひび割れは装飾全体に渡っている。

図3-9 三河家住宅附の破損状況(岩屋、外便所)

附：門及び塀、その他工作物

門及び塀については、全体に汚損が目立ち、各所にひび割れが生じている。また、前面道路拡幅に伴う改変が見受けられる。その他には、線路側の塀（東）が線路側に傾いている、石敷きには不陸が生じているといった破損が確認できる。コンクリートの造形物については総じて破損が著しい。

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



9 塀（北東）の苔
塀に苔が生じている。箇所を問わず、全体的に見られる傾向。



10 木造病院門柱の残存
戦災で焼失した木造病院の門柱（現在も三河氏所有地内に建つ。本計画の対象範囲外）



11 門柱のひび割れ
門柱石材に細かなひび割れが生じている。表札部分は新しい。



門及び塀、その他工作物



12 塀（北東）の切断痕
前面道路拡幅時に塀を後退させた際の処置と考えられる。



13 塀（北西）の表面剥離
塀石積み部分が粉状に風化し、表面が剥離している。苔も見られる。



14 塀（東）の割れ
塀（東）に亀裂。頂部から下部に至る。



15 塀（東）の汚損
塀（東）の内側。汚れが著しい。



16 石敷きの不陸
樹木根の侵入や経年による劣化で石敷きに全面に渡る不陸が生じている。

図3-10 三河家住宅附（門及び塀）、その他工作物の破損状況

その他工作物

- 経年劣化
- 雨漏り等による破損
- 外力による破損
- 構造的破損



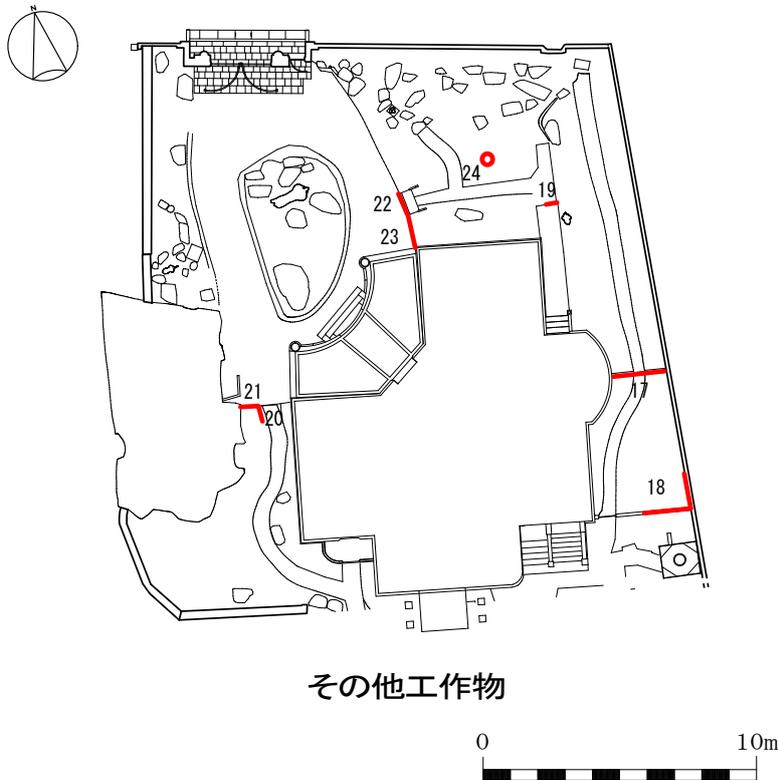
17 袖塀の門扉の破損
門扉が番線で括りつけられている。通常の開閉が出来ない状態。門扉両脇の袖塀に改修痕が確認できる。



18 袖塀の破損
袖塀が塀（東）と分離している。



19 縁石風コンクリートの脱落
縁石風に作られたコンクリート片が脱落している。



20 裏庭門コンクリートの爆裂
鉄筋が腐食膨張し、コンクリートが爆裂、剥落している。



21 裏庭門竹柵風コンクリートの爆裂
鉄筋が腐食膨張し、コンクリートが爆裂、剥落している。



22 庭門コンクリートの爆裂
鉄筋が腐食膨張し、コンクリートが爆裂、剥落している。



23 庭門コンクリートの爆裂
鉄筋が腐食膨張し、コンクリートが爆裂、剥落している。



24 コンクリート製鉢の爆裂
鉄筋が腐食膨張し、コンクリートが爆裂、剥落している。

図 3-1 1 三河家住宅その他工作物の破損状況

2 保護の方針

計画対象である三河家住宅、岩屋、外便所、門及び塀、その他工作物について「部分」「部位」の設定を行い、それぞれの保護の方針を定め、文化財建造物として重点的に保存を図っていく範囲と内容、方向性を明らかにする。「部分」「部位」は箇所、部材等の保存状況や性質に応じて保存の度合いを区分するために設定する。

(1) 「部分」の設定と保護の方針

外部については、屋根、外装（各面）、内部については各部屋を「部分」の単位として保護の方針を設定する。「部分」は保存部分、保全部分、その他部分に区分する。当初の意匠、保存状況、活用方針等を検討して区分する。

ア 設定の考え方

外部については景観を考慮し、明らかな改変とみられる部分（屋根、トイレ(増築)等)を除き保存部分とする。内部については、当初仕様が良好に残る部屋及び主要室を保存部分、全体の雰囲気にあつた改装がなされている部屋を保全部分、大幅に改装されている部屋をその他部分とする。

「部分」設定の内容と保護の方針については表3-1、内外部の部分ごとの設定は表3-3～11、巻末資料(巻末17～107)に示す。

部分の設定	保存部分	保全部分	その他部分
部分の内容	当初の仕様が多く残る 文化財としての価値を特に有する範囲 主に「基準1」「基準2」の部位によって構成される	当初の仕様が部分的に残る 全体の雰囲気にあつた改装が行われている範囲 主に「基準2」「基準3」の部位によって構成される	大幅に改装されている範囲 後に増築されている範囲 主に「基準4」の部位によって構成される
保護の方針	厳密な保存を図る 修理時には付加、改変されている保存活用上不要な部位の撤去を検討する	良好な維持の状態につとめる 修理時には、整備年代に則した復元・整備を検討する	修理時には、整備年代に則した復元・整備を検討する
例	外壁、廣間階段室、主人書斎兼客室、台所配膳室、温室等	1階便所、主人夫妻寝室、娘室、第一物置、第二物置等	2階トイレ(増築)、3階小供室等

表3-1 「部分」の設定と保護の方針

(2) 「部位」の設定と保護の方針

床面、壁面、天井、建具、照明等の諸要素を「部位」の単位として、保護の方針を設定する。「部位」は基準1～4に区分する。当初材であるか、当初の意匠に配慮しているか、大幅な改変を受けているか等を判断し区分する。

ア 設定の考え方

内外部とも、当初の仕様が残り材料自体の保存を行う部位を「基準1」、当初の仕様が残るが定期的な更新等が必要とされる部位を「基準2」とする。石材やタイル貼、石膏彫刻、当初建具等は「基準1」、内外の主要な仕上げであるモルタル塗り、漆喰塗り、壁紙貼等、当初のものでも定期的な補修更新を必要とするものについて「基準2」とする。後の改変とみられる部位であるが、全体の雰囲気 に配慮して変更されている部位は「基準3」、後に付加、改装されている部位は「基準4」とする。

「部位」設定の内容と保護の方針については表3-2、内外部の部位ごとの設定は表3-3～11、巻末資料(巻末17～107)に示す。

部位の設定	部位の内容と保護の方針	例
基準1	当初の仕様と考えられる部位 材料自体の保存を行う	外部石貼、床面当初タイル貼、 階段大理石手摺り、ステンドグラス 石膏彫刻、当初木製建具等
基準2	当初の仕様と考えられる部位 材料の形状、材質、仕上げ、色彩を保存 定期的な更新、補修を必要とする部位	外壁モルタル塗り、壁面漆喰塗りラフ 仕上げ、壁紙貼りパイピングコード付 き等
基準3	全体の雰囲気に倣って変更されている部位 現状を維持 修理に合わせた復元、整備を検討する	カーテン、娘室壁面布貼り、 娘室壁面木製巾木等
基準4	後に付加、改変されている部位 防災、活用上必要な設備類を含む 保存活用上不要な部位は、修理にあわせた撤去を検討する	床面フローリング、壁面ベニヤ板、蛍 光灯等

(注) ① 「部分」「部位」はすべて目視調査に簡易な設定である。修理工事における調査により明らかになる事項は必要に応じて設定の変更を行う。

② 「基準1」の「部位」についても修理工事における調査によって材料の保存が困難と判断された場合には、新規の材料によって補修、交換を行う。

表3-2 「部位」の設定と保護の方針

地階					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> : 保存部分 : 保全部分 : その他部分 </div> <div style="text-align: right;"> <p>1 地下室</p> </div> </div>					
部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
1 地下室 保存部分	床面	1	コンクリート叩き	敷瓦	
	壁面	2	モルタル塗		
		1	ガラスブロック (あかり取り)		
	天井	1	モルタル塗		
		2	モルタル塗		
	建具/鋼製	1	両開き戸×1、シャッター×1、両開き窓×1		
	その他	1	ボイラー		ボイラー: AMERICAN RAGIATOR COMPANY
欠失		両開き窓 (鋼製) ×1、照明			
1階					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> : 保存部分 : 保全部分 : その他部分 </div> <div style="text-align: right;"> <p>2 玄関 3 廣間階段室 4 主人書斎兼寝室 5 食室 6 台所配膳所 7 女中室 8 電話室 9 配管室 10 廊下 11 浴室 12 脱衣室化粧室 13 便所 14 主人夫妻寝室 15 応接室 16 車寄せ</p> </div> </div>					
部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
2 玄関 保存部分	床面	1	大理石貼 階段: 大理石貼	大理石は徳島県産	
	壁面	1	腰壁: 大理石貼		
		2	漆喰塗ラフ仕上げ	漆喰は本伊勢紙筋上等	
	天井	2	漆喰塗ラフ仕上げ縁形付	"	
	建具/木製	1	両開きガラス戸 (自由蝶番) ×1、はめ殺しガラス戸×2、はめ殺しステンドグラス欄間×3		
		4	引違腰付ガラス戸×1、ガラス欄間×1		
	建具/鋼製	1	両引込戸×1 (開閉不可)、はめ殺しステンドグラス窓×1		
その他	1	造付下駄箱×2			
	4	郵便受			
3 廣間階段室 保存部分	床面	1	モザイクタイル貼		
	壁面	1	巾木: 大理石貼		
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		
	天井	2	漆喰塗ラフ仕上げ縁形付 梁型: 漆喰塗		
	建具/木製	1	両開きガラス戸 (自由蝶番) ×1、はめ殺しガラス戸×2、はめ殺しステンドグラス欄間×3、両開き戸×1、片開き戸×4		
	照明	1	ペンダントライト (ガラスシェード欠失) ×1		
1		(ラジエーター式×1)、時計×1※		※当初の時計ではない	
(階段) 保存部分	床面	1	階段: 大理石、色付モルタル		
	壁面	2	漆喰塗ラフ仕上げ 腰壁: モルタル塗 (板貼調)		ペンキ塗は後補
4 主人書斎兼客室 保存部分	床面	1	石膏彫刻、大理石手摺、木製手摺子		
	欠失		絨毯、絨毯固定金物※		※一部残存
			寄木貼		
	壁面	1	廻縁 腰壁: 壁紙貼上部石膏彫刻付※ 巾木: 木製巾木		壁紙は基準2
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		
	天井	1	石膏中心飾り (換気グリル付)		
	天井	2	漆喰塗ラフ仕上げ		
		1	片開き戸×2		
	建具/木製	1	上下窓 (網戸付) ×7※		※木製の窓障子は後補
	建具/鋼製	1	シャンデリア×1		
その他	1	ラジエーター式×2、カーテンレール、設備配管、時計、呼鈴、スイッチボックス			
	3	カーテン×3 (一部欠失)			
欠失		ロールスクリーン金物※		※一部残存	
5 食室 保存部分	床面	1	ボードナー: 寄木貼 中央: 板ブロック貼		
	壁面	1	巾木: 木製巾木		
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		ペンキ塗は後補
	天井	2	漆喰塗縁形付 梁型: 漆喰塗彫刻付		ペンキ塗は後補
	建具/木製	1	両開き戸×1、片開き戸×1、引込戸×1		
	建具/鋼製	1	片開き腰付ガラス戸×1、上下窓×3		

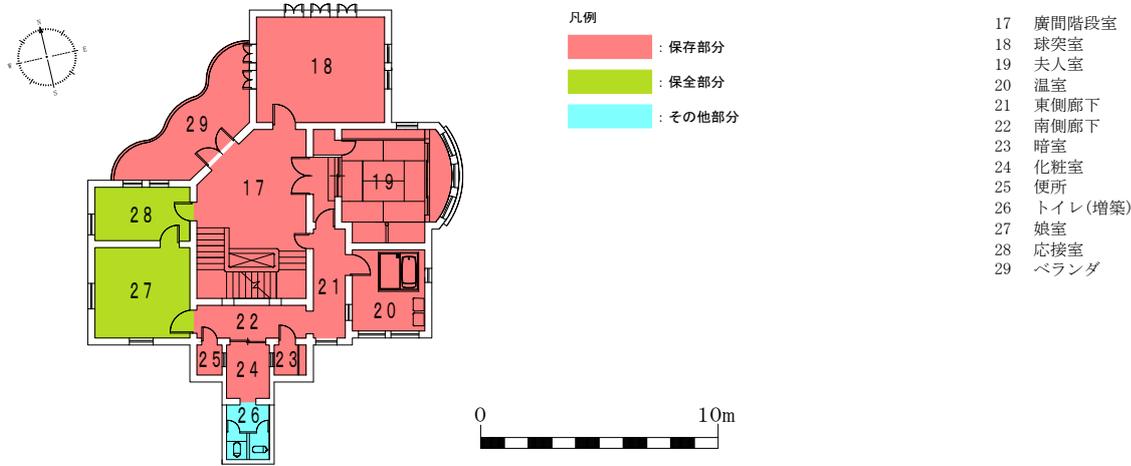
表 3-3 三河家住宅部分部位設定地階、1階

部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内訳書」	備考		
6	台所配膳所 保存部分	照明	1 シャンデリア※×1		※一部欠失		
			4 蛍光灯×3				
	その他	1 マントルピース※、造付長椅子、設備配管			※内部にラジエーター式（当初）		
		3 カーテン×1、カーテンボックス×1					
		4 小上がり、流し台、空調設備、ブラインド×3、ロールカーテン×1					
		4					
	7	女中室 保存部分	床面	1 タイル貼			
			4 塩ビシート				
		壁面	1 腰壁：タイル貼				
			2 漆喰塗			ペンキ塗は後補	
4 見切縁、プリント合板、ボード貼、廻縁					プリント合板裏は不詳		
天井		4 化粧ボード					
建具／木製		1 片開き腰付ガラス戸×3、片開き戸×1、引込戸×1					
建具／鋼製		1 片開き腰付ガラス戸（勝手口）×1、上下窓×2			上下窓、木製の窓障子は後補		
照明		4 蛍光灯×1					
その他		1 造付戸棚大、造付戸棚小、造付調理台大理石付、鏡、アイロン台？					
	4 流し台、換気扇、手摺						
8	廣間付属室 保存部分	床面	4 かまど、ダストシュート				
		4 フローリング、カーペット敷					
	壁面	4 プリント合板			プリント合板裏は不詳		
	天井	2 漆喰塗					
	建具／木製	1 片開き腰付ガラス戸×1					
	建具／鋼製	1 上下窓×1					
	照明	4 蛍光灯×1			蛍光灯台座は当初か		
	その他	1 造付戸棚大、造付戸棚中（分電盤）			分電盤に当初のブレーカあり		
	9	配管室 保全部分	床面	1 モザイクタイル貼			
			壁面	2 モルタル塗			
天井			2 モルタル塗				
開口部建具			1 片開き戸×1				
その他			1 中段			当初からのものかは不明	
10	廊下 保存部分	床面	1 板貼				
		壁面	1 見切縁 巾木：木製巾木				
			2 漆喰塗 腰壁：モルタル塗※		※壁紙は欠失		
		天井	2 漆喰塗				
		建具／木製	1 片開き腰付ガラス戸×3、片開き戸×1、片開き戸ガラス小窓付×1				
		照明器具	1 ペンダントライト				
		その他	4 手摺				
		欠失	造付棚				
		11	浴室 保存部分	床面	1 タイル貼		
				壁面	1 モザイクタイル貼 腰壁：タイル貼		
天井	1 モザイクタイル貼						
建具／木製	1 片開き腰付ガラス戸×1、はめ殺し窓（模様ガラス）※×1				※外に木製片開き戸が取付く。仕込み照明あり。		
建具／鋼製	1 両開き建具（模様ガラス）×1、						
照明	1 ペンダントライト						
12	脱衣室化粧室 保存部分	その他	1 モザイク壁画、タイル貼浴槽、鏡、水洗面具、換気孔				
		床面	4 フローリング				
		壁面	1 巾木：木製巾木				
			2 モルタル洗出しペンキ塗		ペンキ塗は後補		
		天井	2 漆喰塗ラフ仕上げ織形付				
		建具／木製	1 片開き腰付ガラス戸×2				
		建具／鋼製	1 上下窓×2				
		照明	4 蛍光灯				
		その他	1 洗面器具、カーテンレール×2、小棚、タオル掛け				
			4 スイッチ				
欠失	シーリングライト、天井中心飾り						
13	便所 保全部分	床面	1 タイル貼				
		壁面	1 腰壁：タイル貼				
			2 漆喰塗				
		天井	4 ボード貼		ボード裏は不詳		
		建具／木製	1 片開き腰付ガラス戸×1				
		建具／鋼製	4 突出し窓×1※		※当初鋼製枠残存		
		照明	4 シーリングライト				
		その他	1 鏡×1、タオル掛け×3				
			4 浴槽、便器、洗面台、造付棚、手摺、カーテンレール、換気扇				
		14	主人夫妻寝室 保全部分	床面	4 カーペット敷		カーペット下は不詳
壁面	1 巾木：木製巾木						
	4 布貼、廻縁				布貼裏は不詳		
天井	4 布貼				布貼裏は不詳		
建具／木製	1 片開き戸×1、片開き戸ガラス小窓付×1、折れ戸（小）×1						
建具／鋼製	1 上下窓×1				木製両開き窓のはめ込みあり		
建具／鋼製	4 片開き腰付ガラス戸×1、はめ殺し窓×1						
照明	4 シャンデリア×1、スポットライト×2						
その他	1 金庫						
4 カーテン×2							
15	応接室 保全部分	床面	4 フローリング				
		壁面	3 巾木：木製巾木		布貼裏は不詳		
			3 布貼、廻縁		布貼裏は不詳		
		天井	1 中心飾り				
			2 漆喰塗ラフ仕上げ織形付		天井吹付は後補		
		建具／木製	1 片開き戸×2				
		建具／鋼製	1 上下窓網戸付×3		木製両開き窓のはめ込みあり		
		照明	4 ペンダントライト※、ブラケットライト		台座は当初		
		その他	1 カーテンレール×2、絨毯※、設備配管		※当初かは不明		

表 3-4 三河家住宅部分部位設定 1 階

部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
16 車寄せ 保存部分	床面	3	カーテン×2		
		4	空調設備		
	天井 (ペランダ裏)	2	モルタル研出し		
		1	石膏彫刻 (照明廻り)		
	2	片持ち梁：モルタル洗出し石膏彫刻付、モルタル塗ラフ仕上げ			
照明	1	シーリングライト×1			

2階



部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考	
17 廣間階段室 保存部分	床面	3	板ブロック貼			
		1	石膏彫刻 市木：大理石貼			
	壁面	2	漆喰塗ラフ仕上げ			
		2	漆喰塗ラフ仕上げ織形付、梁型：漆喰塗			
	天井	2	漆喰塗ラフ仕上げ織形付、梁型：漆喰塗			
	建具/木製	1	両開き戸×1、片開き戸×3、			
	建具/鋼製	1	両開きガラス戸×1、はめ殺しスタンドグラス×1、簾製飾り付カーテンボックス×1			
照明	1	ペンダントライト×1				
18 球突室 保存部分	床面	4	蛍光灯×1			
		1	板貼			
	壁面	1	腰壁：クリンカータイル貼			
		2	漆喰塗ラフ仕上げ			
	天井	1	石膏彫刻			
	2	漆喰塗ラフ仕上げ織形付、格天井漆喰塗				
	建具/木製	1	片開き戸×1			
建具/鋼製	1	上下窓×7		木製の窓障子は後補		
照明	1	シャンデリア×1、ブラケットライト×2				
その他	1	マンテルピース※、ラジエーター式、カーテンレール、造付棚、時計、ビリヤード台、点数盤、設備配管		※内部にラジエーター式		
19 夫人室 保存部分	床面	4	カーテン、空調設備			
		2	畳敷			
	壁面	4	一部ボード貼			
		2	中塗仕上げ			
	天井	1	折上げ格天井 (板：金砂子、折上げ部：中塗+紙貼)、床脇：網代天井 床の間：板貼			
	建具/木製	1	襖×2、腰付ガラス格子戸×4、片開き襖×1、引違格子戸×2、引違ガラス格子窓×2、欄間引分けガラス格子窓×4			
	照明	4	蛍光灯			
	その他	1	押入、ラジエーター式、床の間、床脇、床柱			
		4	空調			
	(廊下)	床面	1	板貼		
		壁面	1	巾木：木製巾木		
		2	漆喰塗			
		天井	2	漆喰塗ラフ仕上げ		
		建具/木製	1	片開き戸×1、両開き戸×1		
	(縁側)	床面	1	板貼		
壁面		1	巾木：木製巾木			
2		漆喰塗				
天井		2	漆喰塗ラフ仕上げ			
建具/鋼製		1	上下窓網戸付×3		木製の窓障子は後補	
(北面)	その他	1	カーテンレール、ロールカーテン金物			
	壁面	2	漆喰塗ラフ仕上げ			
	天井	2	漆喰塗			
	建具/鋼製	1	上下窓網戸付		木製の窓障子棧は後補	
20 温室 保存部分	床面	1	タイル貼			
		4	モルタルたたき		花壇基礎を埋めた痕か	
	壁面	2	モルタル箒引きペンキ塗 腰壁：モルタル洗出し		ペンキ塗は後補	
		4	化粧ボード			
	天井	4	突出し窓×1		突出し窓、鋼製枠は残る	
	建具/木製	1	片開き戸×1			
	建具/アルミ	4	引違窓×2			
	照明	4	蛍光灯×2			
	その他	1	モルタル研出し棚、水槽、蛇口			
4		流し台、ユニットバス				
21 東側廊下 保存部分	床面	1	板貼			
	壁面	1	巾木：木製巾木		※壁紙は欠失面広い	
		2	漆喰塗 腰壁：壁紙貼パイピングコート付※			
天井	2	漆喰塗織形付				

表 3-5 三河家住宅部分部位設定 1階、2階

部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内覧書」	備考
	建具/木製	1	片開き戸×3		
		1	はめ殺し窓(外部に木製はめ殺し窓)×1		埋め殺された窓1カ所あり
		1	ペンダントライト×1		
		4	蛍光灯×1		
		1	棚		
22	南側廊下 保存部分	1	板貼		
		1	巾木:木製巾木		
		2	漆喰塗 腰壁:壁紙バイピングコート付※		※壁紙は欠失面広い
		2	漆喰塗線形付		
		1	片開き戸×1、片開き腰付ガラス戸×2、引違腰付ガラス戸×1		
		1	ペンダントライト×1		
23	暗室 保存部分	1	タイル貼		
		4	板貼		
		1	巾木:タイル貼		
		2	漆喰塗		
		2	漆喰塗		
		1	片開き腰付ガラス戸×1、はめ殺し窓×1		
		1	片開き戸×1		
		1	水洗器具、カーテンレール一部残存		
		4	造付棚		
		4	シーリングライト×1		
24	化粧室 保存部分	3	タイル貼		
		1	腰壁:タイル貼		
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		
		1	引違腰付ガラス戸×1、はめ殺し窓×2		
		4	蛍光灯×1		
		1	鏡×2		
		4	洗面器具		
25	便所 保存部分	4	モルタルたたき		
		1	腰壁:タイル貼		
		2	漆喰塗		ペンキ塗は後補
		2	漆喰塗		ペンキ塗は後補
		1	片開き腰付ガラス戸×1、はめ殺し窓×1		
		4	電球×1		
		1	鏡		
		4	水洗器具		
		4	窓		
		26	トイレ(増築)前 その他部分	4	モルタルたたき
4	モルタル塗、一部ベニヤ板貼 腰壁:モルタル塗、タイル貼				
4	モルタル塗				
4	片開き戸×1、片開き戸ガラス小窓付×1、引違窓×1				
4	外開き窓×1				
4	換気扇、設備配管				
トイレ(増築) 個室(東側) その他部分	4		タイル貼		
	4		モルタル塗 腰壁:タイル貼		
	4		モルタル塗		
	4		片開き戸×1、引違窓×1		
トイレ(増築) 個室(西側) その他部分	4		便器		
	4		タイル貼		
	4		モルタル塗 腰壁:タイル貼		
	4		モルタル塗 一部ベニヤ板貼		
27	娘室 保全部分	4	カーベツト敷		カーベツト下は不詳
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		
		3	見切縁 腰壁:布貼 巾木:木製巾木		布貼裏は不詳
		2	漆喰塗ラフ仕上げ線形付		
		1	片開き戸×1、片開き腰付ガラス戸×1		
		1	上下窓網戸付×2		
		4	蛍光灯×1		
		1	カーテンレール		
		3	カーテン×2		
		4	空調設備		
28	応接室 保全部分	4	天井中心飾り		
		4	カーベツト敷		カーベツト下は不詳
		2	漆喰塗ラフ仕上げ		
		1	見切縁 巾木:木製巾木		布貼裏は不詳
		3	腰壁:布貼		
		2	漆喰塗ラフ仕上げ線形付		
		1	片開き戸×2		
		1	上下窓×3		
		4	蛍光灯×2		
		1	カーテンレール×2		
29	ベランダ 保存部分	1	天井中心飾り		
		1	モザイクタイル貼		
		1	ドアストッパー		
		2	手摺:モルタル洗出し		

表3-6 三河家住宅部分部位設定2階

3階



凡例
 : 保存部分
 : 保全部分
 : その他部分

- 30 階段室
- 31 第一物置
- 32 第二物置
- 33 北側廊下
- 34 温罎室
- 35 南側廊下
- 36 洗面室
- 37 便所
- 38 小供室(南)
- 39 小供室(北)
- 40 塔屋階段室
- 41 ベランダ

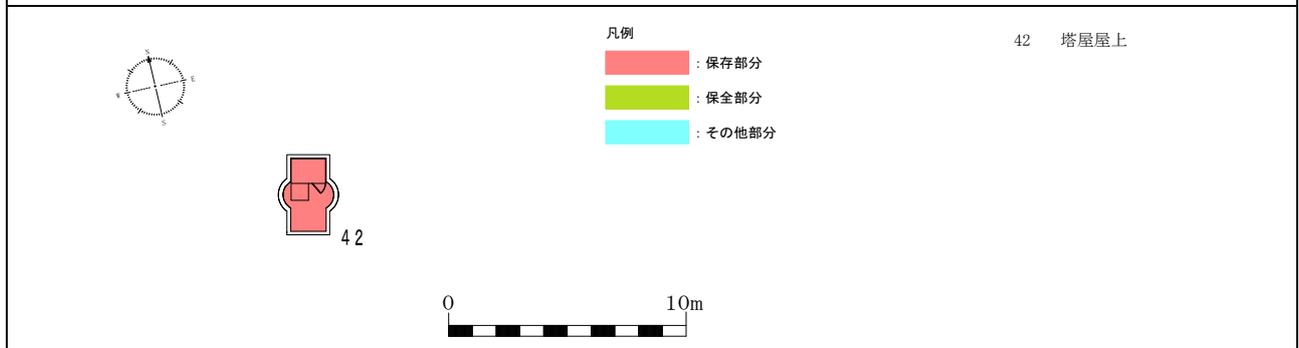


部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
30 階段室 保存部分	床面	1	板貼 階段：大理石、色付モルタル		
	壁面	2	漆喰塗 腰壁：モルタル塗（板貼調）		漆喰上のペンキ塗は後補
	天井	2	漆喰塗 縁形付		
	建具／鋼製	1	ガラス天窓※		※枠のみ当初
	照明	1	ブラケットライト		
	その他	1	鋼製手摺、鋼製装飾、木製手摺子、大理石地覆		
		2	モルタル塗束柱		
31 第一物置 保全部分	床面	4	フローリング		
	壁面	4	巾木：木製巾木 クロス貼		クロス下は不詳
	天井	4	合板貼		合板裏は不詳
	建具／木製	4	片開きフラッシュ戸ガラス小窓付×1、両開き窓※×1		※鋼製枠は当初
	照明	4	蛍光灯×1		
	その他	4	空調設備		
32 第二物置 保全部分	床面	4	カーペット敷		カーペット下は不詳
	壁面	4	巾木：木製巾木		
		4	クロス貼		クロス下は不詳
	天井	3	漆喰塗		
	建具／木製	4	片開きフラッシュ戸ガラス小窓付×1		
	建具／鋼製	1	上下窓※×3		※木製窓障子は後補
	1	磁器製吊元			
	3	造付収納			
33 北側廊下 保全部分	床面	3	板貼		
	壁面	2	モルタル塗		
		3	巾木：木製巾木		
	天井	4	プリント合板		プリント合板裏は不詳
	建具／木製	4	片開きフラッシュ戸ガラス小窓付×2		
	建具／TW	3	片開き戸ガラス小窓付×1		
	4	電球×1			
	3	天井点検口			
34 温罎室 保存部分	床面	4	モルタル		
	壁面	2	漆喰塗		
		4	ベニヤ板		
	天井	4	(小屋裏)		
	建具／鋼製	1	はめ殺し窓（外部に後補木製窓取付く）×1		
	欠失		戸×1		
35 南側廊下 保存部分	床面	3	木製階段		
		4	Pタイル、一部板貼（東端）		
	壁面	2	漆喰塗 腰壁：漆喰塗		
		3	巾木：木製巾木		
	天井	2	漆喰塗		へんべいアーチ型
	建具／木製	1	片開き戸×1		
	照明	1	ペンダントライト残存※×1		※ガラスシェード欠失
		4	蛍光灯×1		
	その他	1	鋼製手摺		
	欠失	4	電力計		
		戸×3			
36 洗面室 保存部分	床面	1	タイル貼		
	壁面	1	腰壁：タイル貼		
		2	漆喰塗		
	天井	2	漆喰塗		
	建具／木製	1	片開き戸×1、		
		3	戸枠※×1		※戸は欠失
	建具／鋼製	1	両開き窓×1		※台座は当初
	照明	4	電球※		
その他	1	鏡×1			
	4	洗面台×2、造付棚			
37 便所 保存部分	床面	1	タイル貼		
	壁面	1	腰壁：タイル貼		
		2	漆喰塗		
	天井	2	漆喰塗		
	建具／木製	1	片開き戸×1		
		3	戸枠※×1		※戸は欠失
	建具／鋼製	1	両開き窓×1		※ガラスシェード欠失
照明	1	シーリングライト※×1			
その他	1	鏡×1			
	4	流し台、造付棚			
38 小供室(南) その他部分	床面	3	木製階段		
		4	フローリング		
	壁面	2	モルタル塗		
		3	巾木：木製巾木		
	4	クロス貼			

表 3-7 三河家住宅部分部位設定 3階

部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
39 小供室(北) その他部分	天井	4	合板貼		
	建具/木製	1	片開き戸×1		
	建具/鋼製	1	上下窓※×1		※木製網戸は後補
	照明	4	蛍光灯×2		
	その他	3	押入		
	床面	4	フローリング		
	壁面	2	モルタル塗		
		3	巾木:木製巾木		
		4	ボード貼		
	天井	4	合板貼		
建具/木製	3	片開き戸×1			
建具/鋼製	1	上下窓※×1		※木製障子窓と網戸は後補	
照明	4	蛍光灯			
その他	3	押入			
40 塔屋階段室 保存部分	床面	2	モルタル		
	壁面	2	モルタル塗ラフ仕上げ 腰壁:モルタル塗 巾木:モルタル塗		
		2	モルタル塗ラフ仕上げ		
	天井	2	モルタル塗ラフ仕上げ		
	建具/木製	1	片開き戸×1		
	建具/鋼製	4	片開きガラス戸×1		
		1	楕円形はめ殺し窓×2、スライド式鋼製天窗×1		
	照明	1	円形はめ殺し窓×1		
	欠失		円形窓×1		
(階段)	1	手摺:タイル貼			
41 ベランダ 保存部分	床面	1	セメントタイル貼		
	その他	2	手摺:モルタル洗出し		
		4	空調室外機		

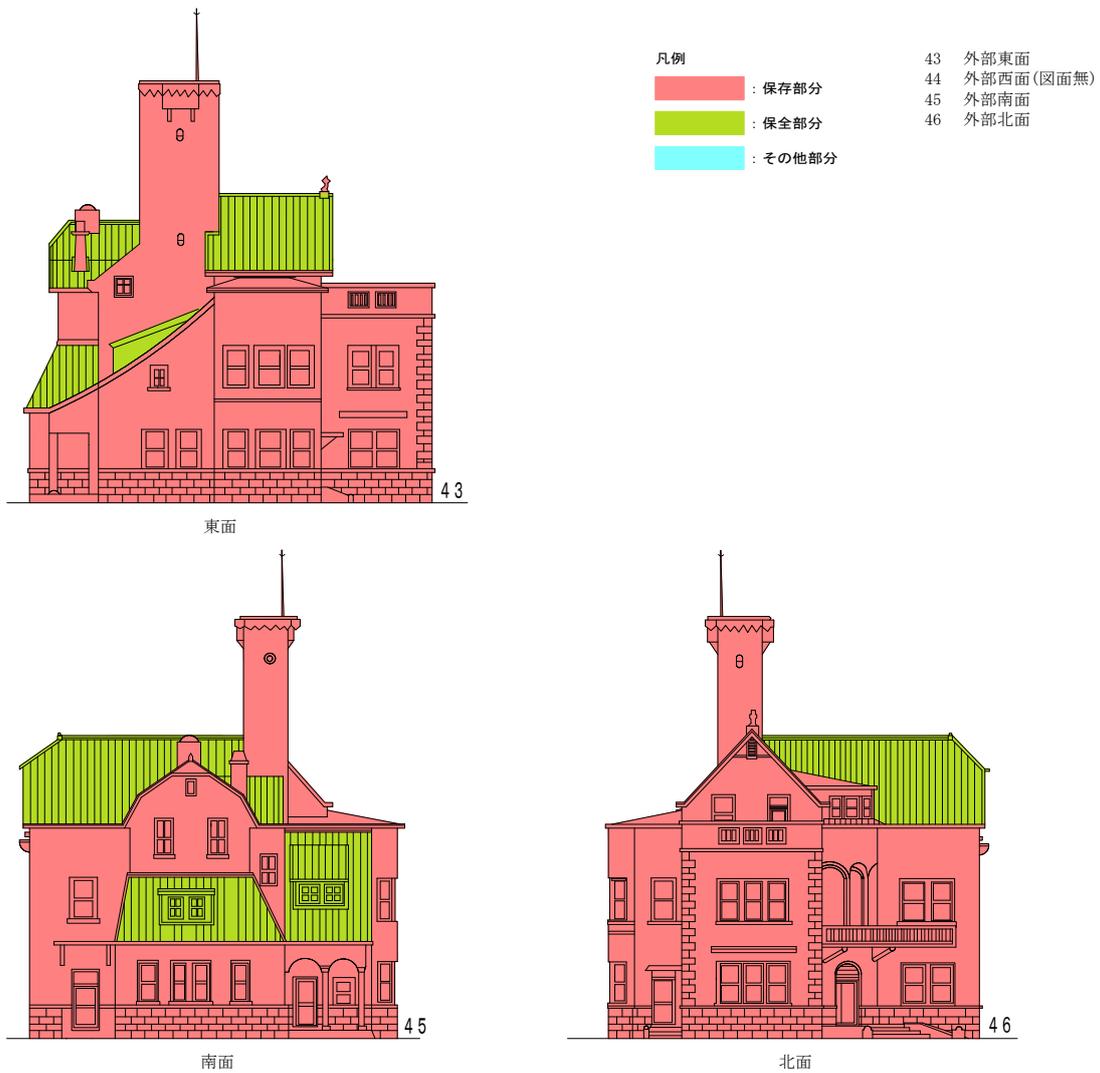
塔屋



部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
42 塔屋屋上 保存部分	床面	1	タイル貼		
	壁面	2	モルタル塗		
	その他	1	避雷針		

表 3-8 三河家住宅部分部位設定 3 階、塔屋

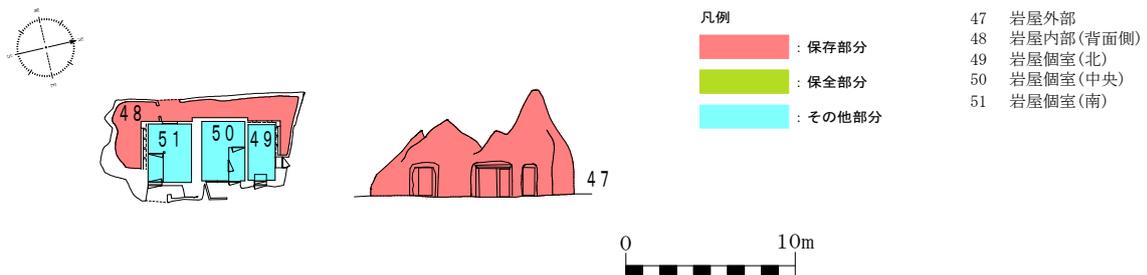
外部



- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分
- 43 外部東面
 - 44 外部西面(図面無)
 - 45 外部南面
 - 46 外部北面

部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
43 東面 保存部分	基礎	1	石貼	花崗岩(青木)	
	壁面	2	モルタル塗砂壁風、モルタル洗出し		
	屋根	2	棧瓦葺(黒)、銅板葺		
		3	棧瓦葺(赤)		
	その他	2	庇:モルタル洗出し		
44 西面 保存部分	基礎	1	石貼		
	壁面	2	モルタル塗砂壁風、モルタル洗出し		
	屋根	3	棧瓦葺(赤)		
		2	軒裏石膏彫刻		
	その他	3	銅製樋		
4	配線配管類				
45 南面 保存部分	基礎	1	石貼		
	壁面	2	モルタル塗砂壁風、モルタル洗出し		
	屋根	3	棧瓦葺(赤)		
		4	勝手口下屋、塩ビ製樋		
	その他	4	勝手口下屋、塩ビ製樋		
46 北面 保存部分	基礎	1	石貼		
	壁面	2	モルタル塗砂壁風、モルタル洗出し		
	屋根	2	棧瓦葺(黒)		
		3	棧瓦葺(赤)		
	その他	4	勝手口下屋、塩ビ製樋		

附:岩屋

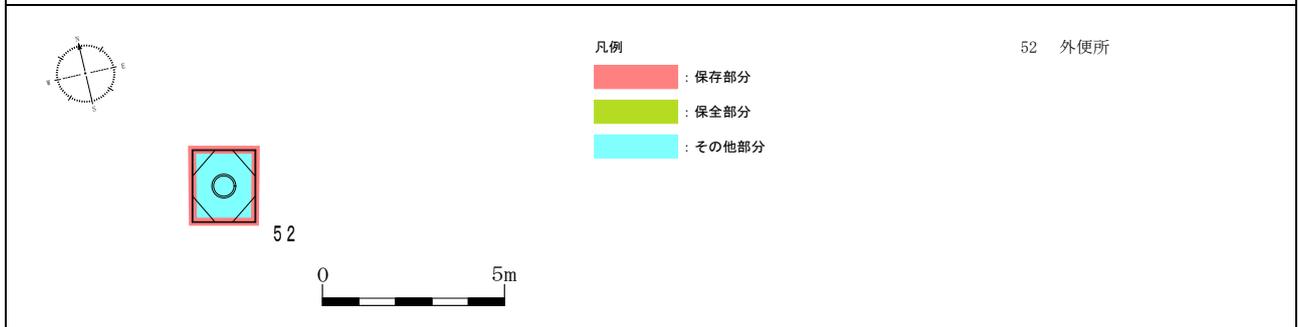


- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分
- 47 岩屋外部
 - 48 岩屋内部(背面側)
 - 49 岩屋個室(北)
 - 50 岩屋個室(中央)
 - 51 岩屋個室(南)

表 3-9 三河家住宅部分部位設定外部、附

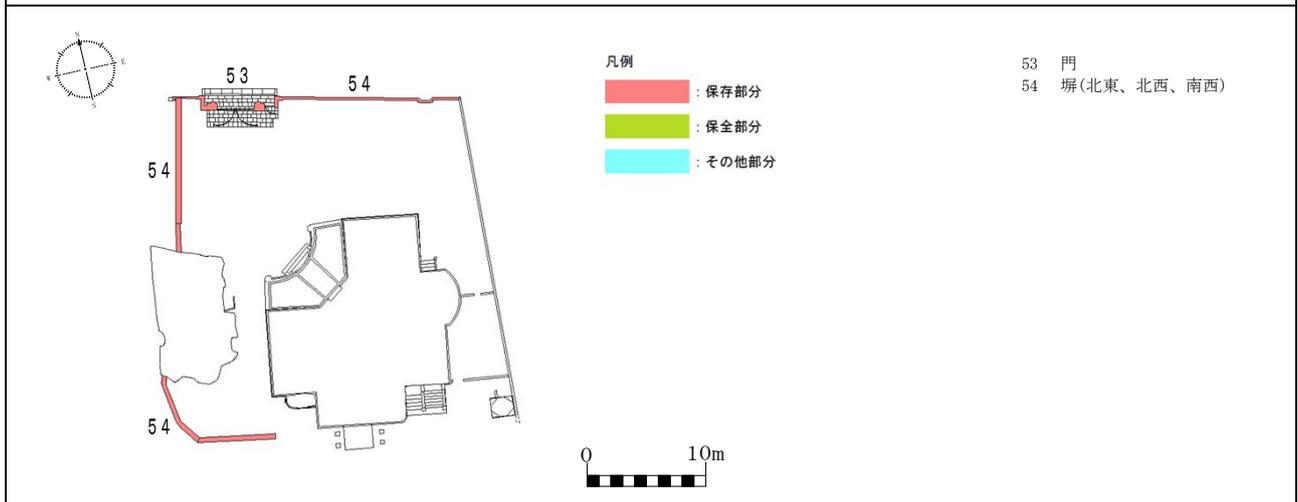
部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
47 外部 保存部分	壁面	2	モルタル塗		
		4	波形スレート葺		
	屋根	2	モルタル塗		
		4	ボード貼		
	建具/コンクリート製	2	片開き戸×2		
48 内部(背面側) 保存部分	壁面	1	煉瓦壁		
		2	モルタル塗		
49 個室(北) その他部分	床面	1	タイル貼		
		4	カーペット		
	壁面	4	巾木:木製巾木、クロス貼		
		4	プリント合板		
	天井	4	片開き戸×1、引違ガラス戸×2、内開きガラス窓×2、はめ殺し窓×1		
	建具/木製	4	扇風機×1		
その他	4				
50 個室(中央) その他部分	床面	1	タイル貼		
		4	カーペット		
	壁面	4	巾木:木製巾木、クロス貼		
		4	化粧ボード		
	天井	4	片開き戸×2、引違ガラス戸×3		
	建具/木製	4	蛍光灯×2		
その他	4	扇風機×2			
51 個室(南) その他部分	床面	4	コンクリートたたき、カーペット		
		4	巾木:木製巾木、クロス貼		
	壁面	4	化粧ボード		
		4	片開き戸×2、引違ガラス戸×2		
	天井	4	片開き腰付ガラス戸×1、引違窓		
	建具/木製	4	蛍光灯×1		
その他	4	扇風機×2			

附:外便所



部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
52 外部 保存部分	壁面	2	モルタル塗砂壁風		
	屋根	2	モルタル塗砂壁風		
	建具/7/8製	4	片開き腰付ガラス戸×1、ガラリ(上部はめ殺し窓)×1		
内部 その他部分	床面	4	タイル貼		
	壁面	4	リシン吹付		
	天井	4	リシン吹付		
	その他	4	風呂桶、水洗器具		

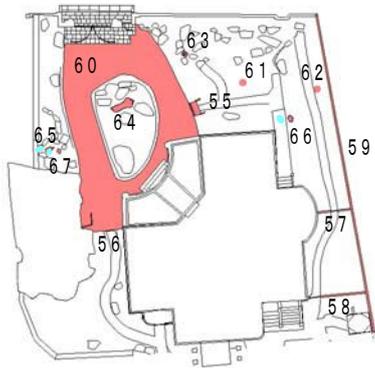
附:門及び塀



部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
53 門 保存部分	門柱	1	石積		
	門扉	3	鉄扉		
	袖塀	1	石積		
54 塀(北東) 保存部分	塀	2	モルタル洗出し(コンクリート造)		
		2	モルタル洗出し(コンクリート造)		
54 塀(北西、南西) 保存部分	塀	2	モルタル洗出し(コンクリート造)		
		2	モルタル洗出し(コンクリート造)		

表3-10 三河家住宅部分部位設定附

その他工作物



- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

- 55 庭門
- 56 裏庭門
- 57 袖塀
- 58 袖塀(東)
- 59 塀(東)
- 60 石敷
- 61 鉢
- 62 灯籠
- 63 像
- 64 像
- 65 像
- 66 像
- 67 像



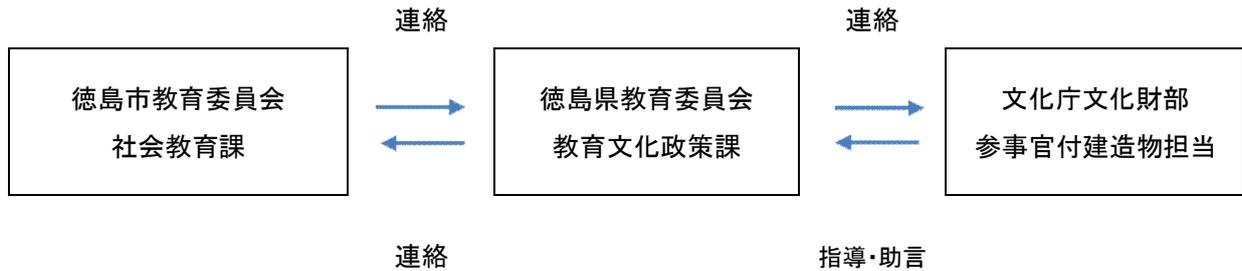
部分	部位	基準	現状・適用	「三河邸新築工事内譯書」	備考
55 庭門 保存部分	その他	1	コンクリート製擬木		
56 裏庭門 保存部分	建具／アルミ製	4	門扉		
	その他	1	コンクリート製擬木		
57 袖塀 保存部分	塀	4	鋼製パイプ		
		1	鋼製柵		
		2	モルタル洗出し		
58 袖塀 保存部分	建具／鋼製	1	門扉		
	塀	1	鋼製柵		
59 塀(東) 保存部分	塀	2	モルタル洗出し		
		1	門扉		
60 石敷 保存部分	床面	1	石敷		
61 鉢 保存部分	鉢	1	モルタル洗出し		
62 灯籠 保存部分	灯籠	1	石製灯籠		
63 像 保存部分	像	1	コンクリート製像		
64 像 保存部分	像	1	石像		
65 像 その他部分	像	4	石像		
66 像 その他部分	像	4	陶製置物		
67 像 その他部分	像	4	石像		

表 3-1 1 三河家住宅部分部位設定その他工作物

3 管理計画

(1) 管理体制

- ア 担当部局 徳島市教育委員会社会教育課文化財係
イ 電話番号 088-621-5419
ウ 管理上の連絡体制



(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

- (ア) 清掃・整頓に関する事項
業者による除草清掃を行う。また、担当職員による巡回点検を行う。
- (イ) 日照・通風の確保に関する事項
巡回点検時に住宅及び附建物全室の窓の開閉を行う。
- (ウ) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項
担当職員による巡回点検を行い、必要な措置を行う。
- (エ) 風水害に関する事項
台風時等の雨天荒天時には、担当職員による巡回点検を行い、被害を確認した時はその破損規模にかかわらず応急措置を施し、県及び文化庁へ報告する。
- (オ) その他
き損・盗難・放火等の事故防止に関し、警報システムを導入している。また、火災発生時の通報のために簡易火災報知機を設置している。活用計画の実施にあわせて管理計画の見直しを行う。

イ 建造物の維持管理

修理届けを要しない小規模な修繕等、管理のための行為の内容については次のとおりである。

- (ア) 三河家住宅
- a 屋根 棧瓦のズレ直し
 - b 外壁 鉄筋露出部の防錆処理
モルタルの部分的な塗直し
 - c 内装 鉄筋露出部の防錆処理
モルタルの部分的な塗直し

	漆喰の部分的な塗直し
	タイル欠損部の補修
	壁紙の部分的な貼り直し
	レースカーテンの取替
d 建具	建具、建具枠、敷居塗装のタッチアップ 建付け調整(蝶番・ドアハンドル等の補修を含む) 割損ガラスの取替 パテ補修
e 照明	ガラスシェード取替(割損等の補修に限定)
f その他	軒樋清掃
(イ) 岩屋	
a 屋根・外装	鉄筋露出部の防錆処理 モルタルの部分的な塗直し
b 内装	鉄筋露出部の防錆処理 モルタルの部分的な塗直し タイル欠損部の補修
c 建具	建具、建具枠、敷居塗装のタッチアップ 建付け調整(蝶番・ドアハンドル等の補修を含む)
(ウ) 外便所	
a 屋根・外装	鉄筋露出部の防錆処理 モルタルの部分的な塗直し
b 内装	鉄筋露出部の防錆処理 モルタルの部分的な塗直し タイル欠損部の補修
c 建具	建具、建具枠、敷居塗装のタッチアップ 建付け調整(蝶番・ドアハンドル等の補修を含む)
(エ) 門及び塀	モルタルの部分的な塗直し

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

平成27年度より2か年での耐震診断事業、その後、保存修理工事を予定していることから、当面の維持修理の措置は必要としていない。

(2) 今後の保存修理計画

平成27年度から2か年で実施する耐震診断事業では、「構造調査」と「躯体劣化調査」を予定している。耐震診断事業では附指定である岩屋、外便所、門及び塀も調査対象とする。なお、耐震診断事業終了後には、保存修理工事を予定している。

ア 構造調査

建造物の耐震性能を把握するために実施する。必要な耐震性能を満たさないことが判明した場合には耐震補強案を作成する。

イ 躯体劣化調査

コンクリートの劣化原因を究明し、劣化状況に適した補修及び補強方法について検討する。調査項目は、目視調査、内部漏水調査、外壁打診調査、外壁付着力試験、鉄筋腐蝕調査、かぶり厚さ測定である。

第4章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

三河家住宅は原位置で当初の形状を維持しているが、敷地の北側は昭和50年代に行われた土地区画整理事業で庭と植栽は改変されている。現在、植栽された樹木は大きく成長し、庭全体の景観構造を見え難くし、三河家住宅の大きな見所である外観眺望を妨げ、また、危険木として建物の保存上にも影響を及ぼしていることから、建造物と一体的な保全の必要がある。

三河家住宅が位置する徳島市富田浜は、徳島市都市計画における地域地区では商業地域に該当し、公共施設・商業施設・居住施設が建ち並ぶ市街地である。近代的な市街地にありながらも、三河家住宅は戦前の徳島の名残を留める景観を維持し、ひょうたん島周囲の魅力的な景観として、新町川から望む「ひょうたん島八景」の一景に選定されるなど、景観資源としての活用がなされている。将来的な課題として、三河家住宅の東側のJR牟岐線の鉄道高架事業計画や隣接地での開発事業に伴い景観資源への影響が危惧される。

2 環境保全の基本方針

三河家住宅の価値を維持し高めるため、建造物周囲の植栽等の景観は文化財を構成する重要な要素であることから、建造物の整備年代の時代性を踏まえた景観の回復・維持を目標とする。

また、三河家住宅は戦禍を免れ昭和初期の姿を現在に留める文化財建造物であり、都市の記憶を次世代に引き継ぐ貴重な景観資源である。三河家住宅が立地する周辺地域は、徳島市景観計画において「重要な景観形成地域」に定められている。周辺地域の開発計画に対しては、徳島市景観計画の適用による地域のまちづくりと連携し、一体的な景観形成の取り組みにより眺望を妨げるような行為を抑制するとともに、三河家住宅の歴史的景観の価値の保全に努める。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

ア 保存区域

保存区域は、重要文化財建造物が立地し建造物と一体をなしてその価値を形成している区域で、計画区域全体を保存区域とする。

イ 保全区域

保全区域は、保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する区域である。本計画において該当はない。

ウ 整備区域

整備区域は、重要文化財建造物の活用のために必要な整備を行うことのできる区域である。本計画において該当はない。

(2) 各区域の保全方針

ア 保存区域

(7) 防災・管理上必要な施設の設置方針

原則として、新たな建造物を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限るものとする。

(イ) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境保全の方針

三河家住宅の庭は当初の姿と異なる様相であることから、建造物の整備年代の時代性を踏まえ、植物の成長や補填によって変化した景観構造を本来の姿形に復することをめざす。稀少な古写真から当時の雰囲気は読み取ることができるものの、庭の変遷を明らかにすることができない現状では、直ちに当時の樹形に戻し維持していくことは難しく、年間管理の積み重ねの中で時間をかけて改善し、当時の植栽景観を回復、維持するように努める。

(ウ) 活用に伴い必要な施設の設置方針

ライトアップ用照明設備、説明板等、活用に伴い土地の形質を変更する場合は、文化財保護法施行令第5条第3項第1号の現状変更等の手続きに従うものとする。

イ 保全区域

本計画において該当はない。

ウ 整備区域

本計画において該当はない。

4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

ア 保存建造物

保存区域に所在する重要文化財以外の建造物（工作物を含む）で、重要文化財（建造物）に準じて保存を図るもの。

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図る。

ウ その他建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。

(2) 建造物保護の方針

ア 保存建造物(図4-1)

建造物と同じ時代性のある石灯籠(5)、石像(18)、コンクリート製の人物像(1)、

鉢(2、プランタースタンドボックス)、庭門(3)、裏庭門(10、11、14)については修復もしくは劣化防止を施し景観の維持に努める。

イ 保全建造物(図4-1)

庭の床面石組(19)、前庭に施工された石敷、石組排水溝(20)については、改変の痕跡や部分的に旧状の石組等がみられることから、床面の形状を明確にするための調査を実施した上で修復し旧観の修景に努める。

ウ その他建造物(図4-1)

後世の設置である陶器鉢(4)、陶製置物(7)、石像(17)、鉄製棚(8)、庭門(3)の照明器具、裏庭門(14)のアルミ製門扉、時代考証の不明なコンクリート円柱(6、15)、石製焔炉(12)、石+コンクリート灯籠(13)等、歴史的景観や環境に支障がある工作物については撤去する。また、敷地東側のJR用地との境界塀(9)は、JR用地側へ傾倒していることから整備する。

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

ア 危険木

建造物に隣接する高木のヒマラヤスギは、住宅側への倒木の危険を避けるためワイヤーによる支持を施しているが、風害による建造物への影響が懸念される。また中木であるシュロ、タイサンボク、カイツカの倒木時には直接的な建造物への影響がある。

イ 交通車両による損壊

三河家住宅の前面の市道富田浜線は、国道55号バイパスと接続する交通量の多い主要道路である。市道に面して附指定である門及び塀があり、車両衝突による損壊の危険がある。

ウ 自然災害

近年、台風や豪雨による冠水被害が頻発しているが、三河家住宅周辺では床上浸水の被害は起こっていない。敷地内の排水については現状では機能しているが、落葉や土砂で排水の不具合が生じないような措置と排水システムの確認と整備を行う必要がある。また、南海トラフ地震時の津波高は2～3mが予想され、三河家住宅の1・2階部分の浸水が想定される。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

危険木については、建造物の保存及び景観に影響が及ばないように枝払い、伐採等を行う。

交通車両による事故については、前面の市道と三河家住宅の敷地は隣設し、塀を保護するための緩衝帯がなく保護柵を設置するスペースがない。また、市道には路側帯が設けられていることから、道路管理及び交通安全対策として路側帯を取り込んだ

保護柵の設置を検討する。

津波については、津波想定高が2～3 mであることから有効な防潮対策をとることはできない。地震後の津波発生に対しては、津波避難場所である徳島県庁舎へ安全に到着できる避難路を確認した上での避難を優先する。

(3) 環境保全設備整備計画

ア 雨水排水設備

敷地内に雨水の排水口は設置されているが、排水システムを確認し整備を行う。

イ 照明設備

既存照明の配線が露出し危険であるため配線ケーブルを整備する。また、新たに敷地内に庭園灯やライトアップ用の照明設備を設置し、敷地内の照明度を高めることで防犯対策を行う。

ウ 通路整備

正門から住宅へ至るアプローチである石敷通路は、樹木の根起こしによる亀裂や剥離、不等沈下がみられることから整備を行う。維持・管理においては、見学者等の通行安全に留意し、損傷箇所等を発見した場合には早急に補修を行う。

エ 解説板設置

敷地内での案内板・解説板の設置は、景観への影響から設置方法やデザイン・色調に十分に配慮し設置する。

(4) 周辺樹木の管理

日常的な清掃作業や除草作業と季節ごとの適切な剪定等の年間作業を実施する。樹木管理については、後世に加わった要素を取り除き、旧観を再現する方向で樹木の伐採・補植を意識しながら、既存樹木の扱いについては専門家の指導を受け適切な作業を行う。

また、庭に芝貼が施されている床面には、部分的に旧状の石組列がみられるため、覆土の除去により旧観を再現する資料を得るための調査を実施する。



- 1 コンクリート人物像 2 コンクリート鉢 3 庭門 4 陶器鉢 5 石灯籠 6 コンクリート円柱 7 陶製置物
 8 鉄製柵 9 JR境界塀 10 袖塀 11 袖塀 12 石製焔炉 13 石+コンクリート灯籠 14 裏庭門
 15 コンクリート円柱 16 石像 17 石像 18 石像 19 庭床面石組 20 石敷、石組排水溝

保存区域

図4-1 環境保全区域図

第5章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に関する課題

ア 当該文化財の燃焼特性

三河家住宅の構造は鉄筋コンクリート造であり、建物本体の燃焼性は低いですが、内装の壁面や床面に木材や化学繊維などの可燃性材料が多く使用されている。特に3階は、後世の改修で更新された床、壁、天井材は可燃性材料が使用されているため、屋根小屋組と併せて燃焼性が高い。

イ 延焼の危険性

三河家住宅の敷地内には指定建造物以外の建造物はなく、延焼の危険性はない。なお、敷地外からの延焼の可能性については、敷地南側に木造平屋家屋の民家が隣接していることから延焼の危険性がある。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現状では三河家住宅は無人であり防火管理については、1階に火災感知装置を設置し防火管理を機械警備業者に委託しているが、防火管理は不十分である。現在、利用状況はないが、今後、消防法及び活用計画に応じた防災設備の設置等、具体的な防火管理計画を定める必要がある。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者等の氏名及び住所

(ア) 名称

徳島県徳島市

(イ) 担当部局

徳島市教育委員会社会教育課文化財係

(ウ) 住所

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

現在、防火管理者を特に定めていなが、今後、防火管理者については、有資格者を管理権原者から選任し、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成し、これに基づき防火管理業務を実施する。

イ 防火管理区域の設定(図5-1)

計画区域全体を防火管理区域とする。

ウ 防火環境の把握

現状では防火管理区域に隣接して木造平屋の民家があり延焼の危険性があるが、延焼を感知する設備は設置していない。また、三河家住宅の室内外には後補の雑多な外付けによる不良な電気配線、雨水の浸透による躯体内での電気配線の漏電による可燃が懸念される。

エ 予防措置

(ア) 火気等の管理

公開・活用時の見学者等を含めて、火気等の管理を徹底する。敷地内は原則禁煙とし、火気厳禁の旨を標識等により明示する。通常管理における火気の使用は電気器具に限定し、活用上の必要からこれ以外の火気を使用する場合は厳重に注意を払い使用するものとする。

(イ) 可燃物の管理

敷地内及び建造物内に可燃物を放置しないことを徹底する。建物内の電気配線は老朽化が著しく、漏電による火災の危険性が懸念されることから、現状では不要な電気配線についてはブレーカーにて切断措置しているが、修理工事時に電気配線の更新を実施し、電気系統設備の安全性を確保する。

(ウ) 警備

公開・活用時には随時管理者による監視を行い、夜間については施錠管理の徹底及び機械警備を実施する。また、夜間の照明設備を整備し、敷地内への侵入・放火の抑止対策をとる。

(エ) 安全対策

公開・活用については、文化財景観を損なわない範囲で避難口への適切な誘導表示設備等を設置する。建物外への主要な避難経路は 1 階玄関、1 階食堂に避難口を確保する。避難口の建具は開閉が容易であることや鍵の形式など安全管理対策を十分考慮し、修理工事時に対応する。また、三河家住宅は 3 階建てで階段設置が 1 箇所であることから、階段が使用できない場合を想定し、2 階以上には地上への避難のための避難器具を設置する。また、公開活用にあたっては、入退場者の人数を把握するとともに、同時に入場する人数に上限を設けるなどの安全管理を行う。

(オ) 消火体制

現状では、機械警備システムを利用し、火災の発生感知による消火体制をとっている。今後、公開・活用においては、管理者による所轄消防署への火災通報及び初期消火活動、避難誘導、救護への対応を徹底する。また、定期的実践的な消火訓練を実施し、平時から消火体制への意識を高める。消火訓練時には地元消防分団や地域の自主防災組織と連携し、火災時の通報や消火活動において地域の協力体制を確立する。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

これまで、毀損・放火・盗難による事故歴はない。

イ 事故防止のために講じている措置

現状では、機械警備により建物内及び敷地内での不法侵入行為や放火火災事故等

の防止を行っている。事故が発生した場合は、これらの行為の制止のための適切な処置をとり、被害を最小限に止めるとともに、直ちに所轄警察署または消防署への通報対応を行う。

ウ 今後の対処方針

現在稼働している機械警備のシステムは一般家庭用の簡易なものであることから、修理工事時には公開・活用に適切に対応する機械警備システムの見直しを行い、防犯警備機器を整備する。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

(ア) 自動火災報知設備

消防法による設置義務があることから、消防法の防火対象物に指定されている住宅、附指定である岩屋・外便所を含め自動火災報知設備を整備し、機械警備を介して公設消防への自動通報体制をとる。

(イ) 消火設備

消火設備として、屋内には消防法にもとづき消火器を必要箇所及び必要個数を設置する。敷地南側に隣接する木造平屋家屋からの延焼の危険に対しては、屋外用火災感知器を設置するとともに、初期消火として上水道直結式の屋外消火栓を設置する。また、消防隊による消火活動時の消防水利は三河家住宅の近傍に3か所設置されている上水道直結式の公設消火栓を使用する。

(ロ) 避雷設備

現状では塔屋上部に避雷針が取り付けられているが、避雷設備として機能していない。雷撃による建物損傷を最小限に抑え、人や電気設備を保護する設備として、建物意匠の一部でもある現状の避雷針の機能復旧を行う。現状の避雷針が避雷設備としての機能が確保されないと判断される場合には、現状の避雷針を撤去保存し、新たな避雷設備を設置する。

(ハ) 防犯設備

現状では三河家住宅は管理者が不在であり、防犯設備については屋内侵入監視装置及び屋外防犯カメラを設置し、警備業者による機械警備を実施している。既設の防犯設備は機器類を仮設的に設置していることから、防犯システムの根本的な見直しを行い、防犯設備を整備する。

イ 保守管理計画

消防法に定められた定期点検に加えて、自主的な点検等もあわせて実施し、点検事項に対する消防機関の指導を遵守する。防火管理者は消火設備の所在・機能・使用方法を把握し、点検結果に基づいて故障等を発見した場合は速やかに機能の回復をはかり、設備の機能を最良の状態に維持する。防火設備の点検については次のとおり。

- (ア) 外観点検
年2回、機器の配置や損傷状況の点検を実施する。
- (イ) 機能点検
防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。
- (ウ) 総合点検
年2回、消防設備士による点検を実施する。

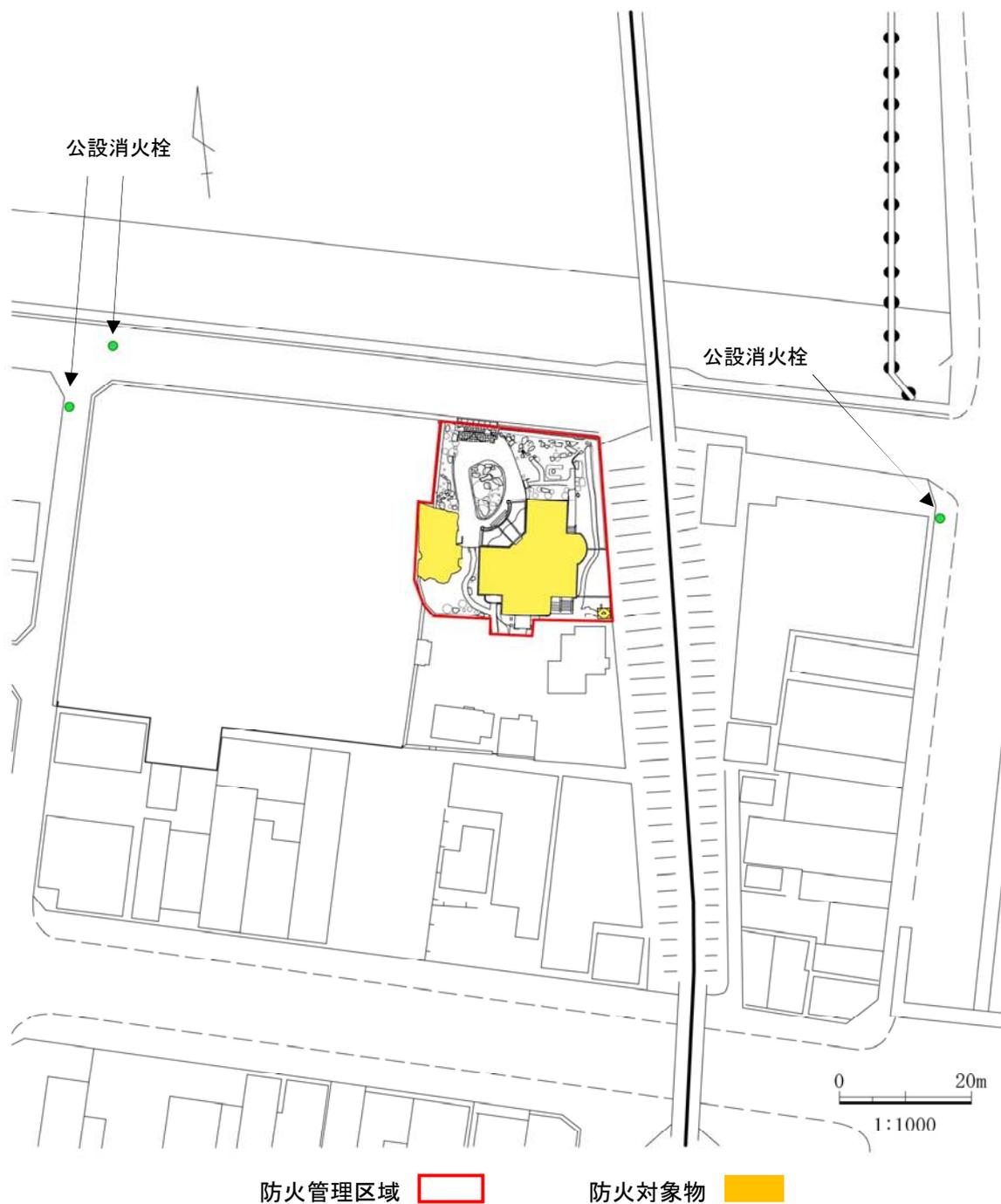


図5-1 防火管理区域図

2 耐震対策

(1) 耐震診断

ア 地震時の安全性に係る課題

三河家住宅は鉄筋コンクリート造壁式構造で地震時の安全性は比較的高いものと考えられ、過去の地震により影響を受けた痕跡は見かけ上認められない。また、三河家住宅は河川による沖積堆積上の地盤の強度が低く、地震時には基礎の沈下等が起りやすい地域に立地しているが、室内の床面が傾斜するなどの状況もみられない。しかし、室内ではコンクリートの爆裂部が数箇所みられ、全ての階で雨漏りの痕跡がみられ、鉄筋の腐蝕やコンクリートの中性化による躯体の劣化が懸念され、地震時の安全性に課題がある。

南海トラフを震源とする巨大地震発生時には津波の被害が想定される。徳島県津波浸水想定（2012.10.31徳島県公表、地震のモデル:マグニチュード9.1）では、津波による浸水深度は2～3mが予想され、三河家住宅の1・2階部分の浸水被害が想定される。

イ 改善措置

建造物の耐震性を判断するため耐震診断調査を実施し、建造物の構造的な安全性について検討する。

ウ 今後の対処方針

耐震診断調査の結果に基づき耐震補強が必要とされる場合は、修理工事に際して文化財的価値を損なわない範囲で耐震構造補強による耐震性の向上やコンクリートの劣化の改善等、躯体の構造補強を実施する。

(2) 地震時の対処方針

ア 見学者等の避難誘導

管理者等は、地震時には建物内にとどまり揺れが収まるのを待ち身の安全を確保する。強い地震の後には余震が生じる危険性もあることから、瓦や軒下装飾等の落下危険物に注意しながら、石積みの正門やコンクリート塀等の倒壊危険箇所を避け、見学者等を屋外へ避難させる。その後、広域避難場所である徳島中央公園や富田中学校へ避難誘導する。

イ 被災者の救助

地震によって建造物が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、管理者は周囲の人員に救助協力を求め、被災者の救助を優先して行う。

ウ 出火防止の措置

地震発生時には、管理者は自らの身の安全の確保を図ったのち、巡回点検し出火に対しては初期消火活動を行う。

エ 建造物の保護措置

建造物の外壁の崩壊、屋根瓦の崩落等、建造物が破損した場合は、危険部分への立

ち入りを制限し二次災害を防ぐ。また、地震発生後、建物内の安全性を確保した後、被害状況の記録と調査を行い、建造物の応急措置の計画を立て、速やかに復旧と保護の措置をとる。

オ 津波発生時の措置

南海トラフを震源とする津波の発生時には、建造物の浸水被害は避けることができない。管理者は見学者等を津波避難ビルである徳島県庁舎へ確実に避難誘導し、人命の安全確保を最優先に行動する。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

台風等の強風時には、窓ガラスの割損のほか、外壁の剥離、屋根材の飛散、樹木の折損・倒木による建物への被害が想定される。

(2) 今後の対処方針

修理工事に際しては、強風下での窓ガラスの割損及び飛散を防止するための対策をとる。外壁・屋根材については、日常管理において破損状況の点検確認を行い、損壊箇所については早期の補修を行う。また、建造物周辺の樹木については、倒木・落枝等により文化財建造物に被害が生じないよう樹勢の管理を適切に行う。

第6章 活用計画

1 公開その他活用の基本方針

三河家住宅の公開その他活用については、建造物の価値の保存・継承と建造物の多様な価値や空間構成を生かした公開・活用の両者を円滑に促進するため、以下の基本方針を定める。

(1) 建造物の価値と魅力の公開

三河家住宅は昭和初期に建てられた鉄筋コンクリート造の住宅建築であり、当時の外観、建築工法や建築意匠を現在に伝える。その技術史的価値、意匠的価値、芸術的価値を理解し、文化財建造物の魅力を伝えるため広く一般公開するとともに、三河家住宅の室内意匠や時代性に調和した家具等を配置し、当時の住宅内部を再現することで徳島における昭和初期の知識階級の家族の生活史に触れ、実感できる場として活用する。

(2) 建造物の特性を生かした活用

三河家住宅は建築主三河義行と設計士木内豊次郎の個性と芸術性ある創造的な精神により具現化され、建築意匠の細部にこだわりや嗜好が表現されている。このような三河家住宅の特性や先人達の創造的な精神を学び生かし、世代・立場を越えて文化財に足を運ぶきっかけづくりや文化財に親しむ機会を創り出すための活用を行う。

(3) 地域のまちづくりとの連携

三河家住宅は戦前の徳島の風景を現在に残し、都市の記憶を次世代に引き継ぐ都市形成史上、価値のある文化財建造物であり、戦災復興事業によるまちづくり資産の再生・活用と相互に関わり合う中で都市の歴史と文化を特徴付ける。このような文化財建造物を多くの市民に永く親しまれる手法として、まちづくりや地域のにぎわいの創出との連携も視野に入れ、文化財建造物の新たな役割や価値を見いだす取り組みをめざす。

2 公開計画

(1) 建造物の公開

ア 建造物の公開

建築主三河義行と設計者木内豊次郎が住宅建築に込めた独特の外観意匠や高級感ある室内意匠を広く一般に公開する。建設当初の家具類の配置が家具調査や史料から比較的明らかな部屋では、当時使われていた机や椅子を配置し、かつての生活様式を歴史性にもとづき実感することができるように公開する。

イ 建造物の特性を生かした活用

三河家住宅が建設された昭和初期から戦前・戦後の徳島の歴史や文化に関する資料に関する企画事業、三河家住宅を装飾造形するモザイクタイルやステンドグラス

に関する企画や創造性を表現するまちづくり資産の活用事業などの連携に際しては、建造物本来の魅力を損なわないような公開その他の活用ができるものとする。

(2) 関連資料等の公開

「三越家具製作工場」(大阪)、「二共タンス店」(徳島市福島町)、「マルニ木工株式会社」(広島)が製作した家具が現存する。これらの家具は、建造物と一体的に公開その他活用することで、三河家住宅の生活史的価値を高めるものである。

また、三河家住宅の建設にあたり、木内豊次郎が作成した「三河家邸新築工事内訳書」等、三河家住宅に関連する資料については、パンフレットで紹介する。なお、これらの関連資料は、文化財指定を受けているものでない。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 文化財保護法

重要文化財(建造物)として、文化財保護法の適用を受ける。

イ 建築基準法

建築基準法の適用は受けない(建築基準法第3条第1項第1号による適用除外)。ただし、公開その他活用については不特定の利用者を対象とするので、建築構造上の安全性を考慮する。

ウ 消防法

消防法施行令別表第一(十七)項に規定する重要文化財の防火対策に加え、公開その他活用において別表第一に掲げる他の施設区分の用に供す場合には、他の施設区分としての防火対策も併せて消防法の適用を受ける。

(2) 建築計画

ア 重要文化財(建造物)の現状

三河家住宅は、昭和初期に建設された築90年近い建造物であり、建物全体に著しい破損状況がみられる。公開その他活用にあたっては、事前に保存修理工事を実施し建造物を健全に維持し供する。また、環境保全計画、防災計画での課題事項への対応を踏まえ、三河家住宅の保存と活用を適切に実施することができるよう周辺環境の整備を合わせて行う。

イ 平面計画(図6-1、2)

平面計画については、各階ごとに公開部分と管理部分に区別する。なお、耐震診断結果や保存修理工事に伴う復原等の方針等によっては、今後、以下に示す計画に変更が生じる可能性がある。また、施設の撤去・修復・整備等について現状変更許可が必要な場合は、それを得た上で実施する。

(ア) 各階の平面計画

a 地階

地下室のボイラー設備は損壊しており機能の復旧及び公開はしない。地下室は、修理し保管庫として使用する。

b 1階

玄関は、玄関戸を整備し来訪者の出入口とする。応接室では三河家住宅に関する解説展示を行い、三河家住宅の随一の見所でもある1階廣間階段室、食室、主人書斎兼客室では家具を復元配置し、当時の生活様式を再現する。また、便所、脱衣室化粧室、浴室は後設物の撤去、修復を行い公開する。

台所配膳所は後設の流し台を撤去、整備し湯沸室等として使用する。造作戸棚、調理台は修理し使用する。女中室は、台所配膳所として一体的に使用する。廣間附属室は下足履き替えの靴箱を設置、配管室は保管庫として整備する。

夫妻寝室は後設物を撤去、修復し三河家住宅を一元管理するための防災設備、防犯設備を設置し管理室として使用する。

c 2階

球突室のビリヤード台は修復し公開する。応接室、娘室、夫人室は各部屋の特性を活かした公開その他活用の場として使用する。また、温室、便所、化粧室は後設物を撤去、整備し使用する。暗室は保管庫として整備し使用する。

d 3階

小供室、第一・二物置は各部屋の特性を活かした公開その他活用の場、温罐室は修復し保管庫として使用する。便所、洗面所は、後設物を撤去、整備し使用する。

e 塔屋階段室、屋上

塔屋階段室、塔屋屋上は、非公開とする。岩屋は内部の後設物を撤去、整備し保管庫として使用する。外便所は、修復するが非公開とする。門及び塀は公開し、正門入口に解説板を設置する。

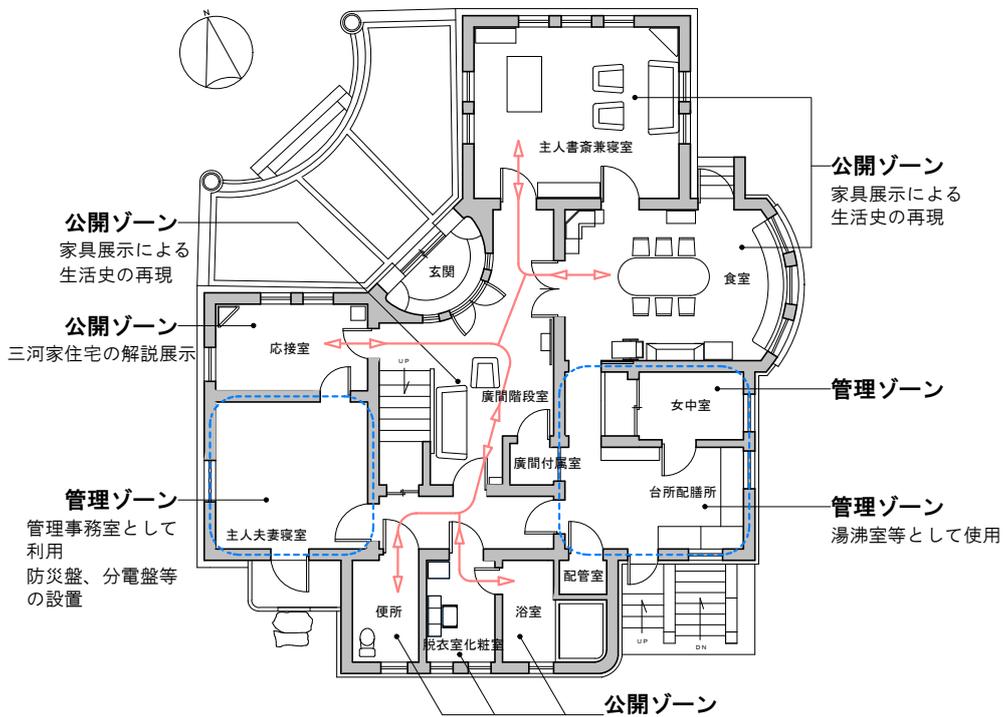
(イ) 導線計画

敷地内に駐車場を確保することができず、敷地へは徒歩での来訪者を対象とする。市道富田浜線北側の徳島県駐車場からのアクセスは、交通量の多い市道を横断することから、来訪者の安全対策について道路管理者等と協議を行う。

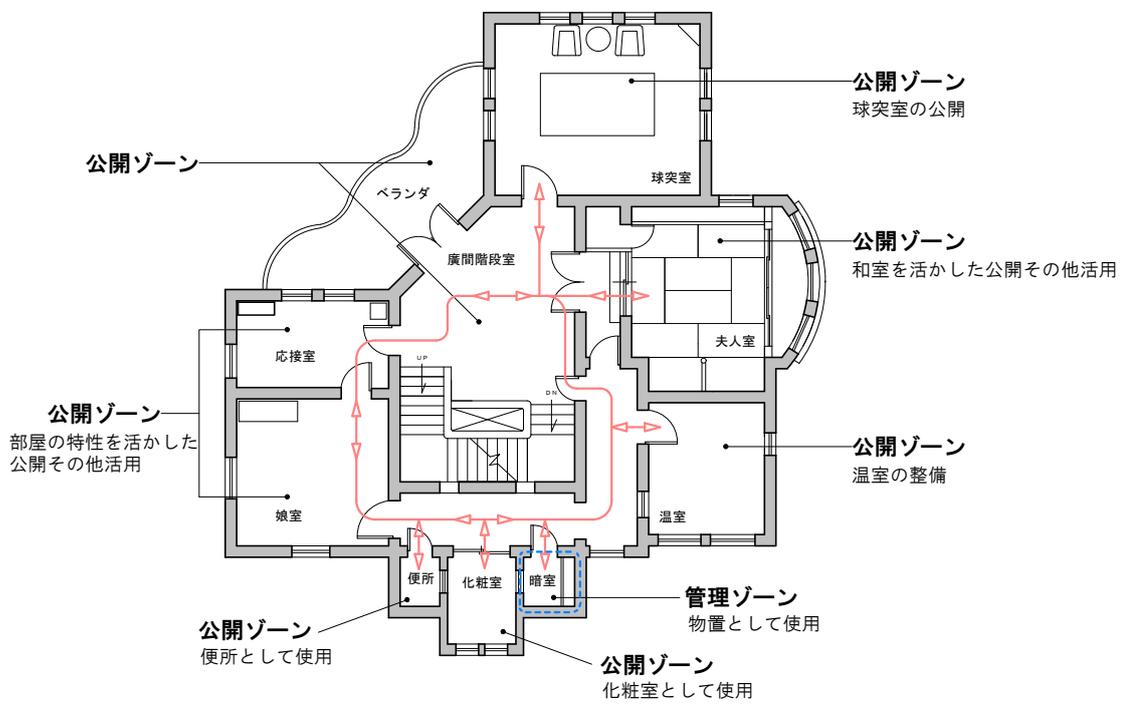
敷地への導線は、三河家住宅の北側の市道富田浜線に面する正門とし、建物正面玄関を出入口とする。1階応接室で三河家住宅に関する解説展示を行い、住宅内の公開部分は自由導線とする。前庭は公開するが、公開部分は裏庭門までとする。また、管理室の出入口は、1階主人夫妻寝室の南側扉を使用する。

(ウ) 展示計画

1階応接室で三河家住宅の解説展示を行う。各部屋での家具類の復原配置については、保存管理計画における部屋の保存状況及び保護の方針、ならびに家具の



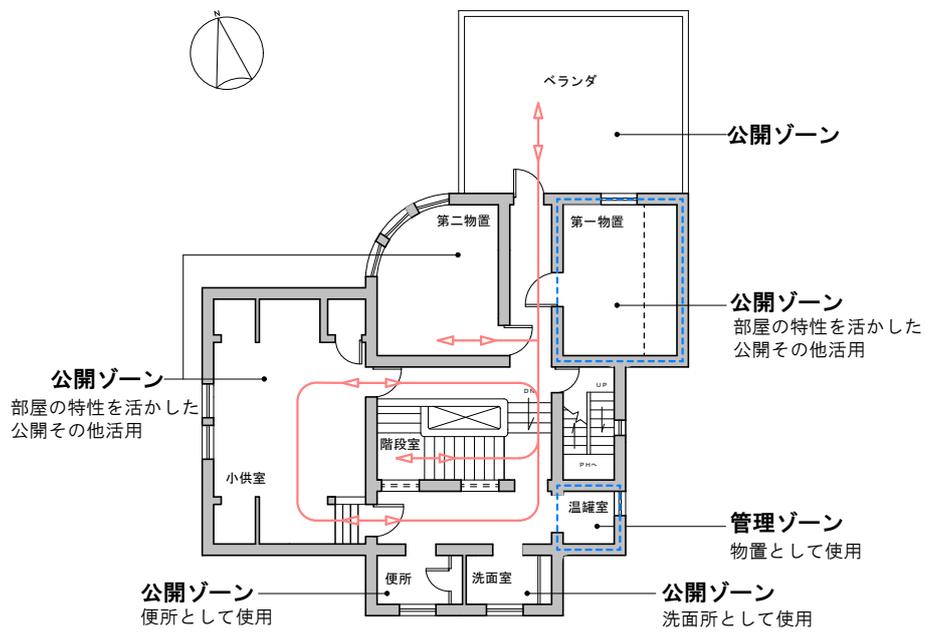
1階



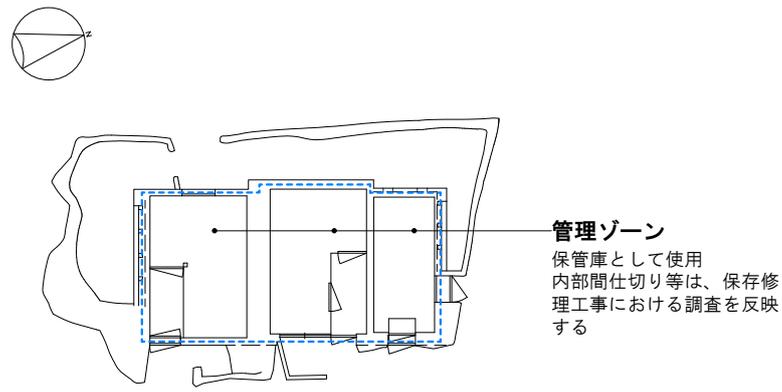
2階



図6-1 平面計画図(1、2階)



3階



岩屋

図 6-2 平面計画図(3階、岩屋)

保存状態に鑑み、かつての三河家住宅での生活様式を確実に再現し生活史を彷彿させる演出ができるものとする。

また、現存する絵画・工芸品については、時代性と壁面配置を考証し適切な展示を行う。平面展示及び壁面展示は、建物鑑賞を阻害せず建造物に大きな影響を与えないことを原則とし、展示については建造物の躯体に影響を及ぼさない方法で行うものとする。

ウ 施設等整備計画

(ア) 保存管理に係る施設

a 管理施設

三河家住宅の施設全体の日常的な維持管理、消防、機械警備に関する防災管理、公開その他活用に関する管理業務を一元的に行う管理室を1階主人夫妻寝室に設置する。

b 消防設備

防災計画にもとづき自動火災報知装置、消火器、また、公開その他活用において消防法上必要な設備を整備する。

c 警備設備

防災計画にもとづき施設全体の機械警備設備を整備する。

(イ) 公開・活用に係る施設等

a 空調設備

公開その他活用にあたり適切な室温環境を維持するため、後設の空調設備は撤去し、内室意匠に調和する空調設備を整備する。

b 衛生設備

公開その他活用にあたり適切な衛生環境を維持するため、便所、洗面室の衛生設備、照明設備、換気設備を整備する。

c 台所設備

台所配膳所の後設物を撤去し台所設備、換気設備を整備する。台所配膳所での火気使用は禁止し、加熱設備については電気製品を使用する。

d 給排水設備

衛生設備、台所設備の整備に伴い、後設の給排水設備は撤去し建物内の給排水設備を整備する。三河家住宅の所在する地域は下水道直放地域であることから、敷地内の汚水・雨水の配管設備を整備する。上水道の配管経路も同じく調査の上、新設メーターの設置及び上水道配管を整備する。

e 電気設備

当初の電気配線設備はこれまでも漏電の経緯があることから、電気配線設備については全面改修し、躯体内の配線経路及び屋外電気設備への配線経路については、電気保安管理上の安全性を確保する。

電力本線からの引き込みは現在、敷地東側の地上配線（敷地南隣接者と共有）であるが、倒壊の危険がある東側コンクリート塀の整備に合わせて電線地中埋設による単独引き込み配線を行う。また、空調施設、台所施設等の施設整備に伴う消費電力量の増加に対応できるように整備を行う。

分電盤の使用器具については、当初器具については撤去、保管し、新器具に取り換えるとともに、施設設備を一元的に管理するため分電盤は管理室へ移設する。

建物内の照明器具は、機能する当初器具については修理して使用するが、当初器具でないもの、修理が困難な器具は、時代性や意匠性を考慮し新器具に整備する。また、各室にコンセントを整備する。

f 情報設備

三河家住宅の情報発信を図るため情報端末設備を管理室、公開その他活用に供する箇所に設置する。

(g) 展示施設・家具の配備に係る計画

a 展示施設

室内鑑賞の妨げにならないもの、また、室内意匠を損なわないものとし、建造物に影響を与えない展示器具を使用する。

b 家具等の配備

家具・絨毯・カーテンの配備については、家具調査及び家具配置図等の資料にもとづき三河家住宅でのかつての生活史を彷彿させることで、文化財的価値を高めるための復原配備を行う。

家具等については損傷が著しく配備に支障があるものがみられる。これらのものについては復元修理を行うこととするが、修理対応ができない場合、あるいは配備により家具等の保存に影響を及ぼす場合は、複製品もしくは同等品の配備を含め家具等の配備について検討する。

(3) 外構及び周辺整備計画

土地指定範囲の南側は民有地と隣接することから、隣地所有者と協議の上、民有地との境界施設を設置する。また、三河家住宅敷地東側のJR用地との境界壁は文化財指定を受けていないが、JR用地側へ傾斜が顕著で倒壊の危険があることから整備する。将来、鉄道高架事業に伴い周辺整備が計画される場合、敷地東側からのアクセス等の利用について検討する。

(4) 管理・運営計画

ア 基本的方針

管理・運営においては、本計画に定める保存・公開その他活用の方針・目標を十分に理解し、関係法令等を遵守するとともに、重要文化財建造物の保存活用を安定的かつ持続的に実施する。

イ 管理・運営方法

公開時期と公開時間、公開の制限等の管理・運営方法については、三河家住宅の設置及び管理・運営に関する条例において規定し、運用規則を別途定める。

ウ 管理・運営体制

所有者である徳島市を管理の主体とし、徳島市教育委員会が担当部局となり三河家住宅の管理・運営に係る対応を行うが、公開後の管理・運営については、次に示す項目等を遵守し、効果的かつ効率的な管理・運営を行うことができる体制を検討する。

- (ア) 重要文化財建造物の保存管理に対する責務。
- (イ) 日常的な建造物の管理及び周辺環境の保全。
- (ウ) 緊急災害時における安全確保等、来訪者への適切な危機管理。
- (エ) 効果的・公共性の高い内容の公開その他活用。

4 実施に向けての課題

公開その他活用の実施に向け、今後、建造物耐震診断を行い、耐震性能の把握と耐震性能に対する対処方針を明確にし、保存管理計画にもとづく修理計画を検討し、工事を実施する必要がある。また、効率的かつ効果的な管理・運営体制のあり方を検討するとともに、活用計画については中期的な展望に立ち、市民からの提案や要望等を取り入れ、活用計画の見直しが必要とされる場合は計画の再検討を行う。

第7章 保護に係る諸手続き

三河家住宅の保存活用にあたって改修等の行為に必要な諸手続きについて、運用の方針を定める。ただし、本章において、明確ではない行為については、その都度、文化庁及び徳島県教育委員会と協議するものとする。

1 文化庁長官への届出を必要とする場合

(1) 管理責任者を選任、解任したとき

所有者は管理責任者を選任し、解任したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって20日以内に文化庁長官に届出なければならない(文化財保護法第31条第3項、国宝、重要文化財又は重要民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第1、2条)。

(2) 所有者又は管理責任者を変更したとき

所有者又は管理責任者を変更したとき及び所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって20日以内に文化庁長官に届出しなければならない(文化財保護法第32条第1項第1、2、3項、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第3、4、5条)。

(3) 文化財建造物に滅失、き損等の事故があったとき

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、その事実を知った日から10日以内に、文部科学省令の定める事項を記した書面をもって文化庁長官に届出しなければならない(文化財保護法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条)。

(4) 文化財建造物を修理しようとするとき

応急措置の程度を越える重要文化財の修理を行うにあつては、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより文化庁長官に届出なければならない(文化財保護法第43条の2第1項、国宝、重要文化財の修理の届出に関する規則第1条)。

2 文化庁長官の許可を必要とする場合

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない(文化財保護法第43条第1項、国宝、又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第1条)。

(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき

「現状変更」とは、文化財建造物が指定されたときの状態を変えることであり、次

のような場合がこれに該当する。

ア 改造する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど）

イ 構造、形式、規模を変える場合

ウ 部材の材種、材質、寸法、工法を変える場合

エ 建設時の姿に復そうとする場合

オ 移築または曳屋をする場合

カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

（２）保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

「保存に影響を及ぼす行為」とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくとも、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、次のような場合がこれに該当する。

ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合

イ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合

ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合

エ 文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合

オ 文化財建造物から直接型取りを行い、模造をする場合

３ 文化庁長官の許可を必要としない場合

重要文化財建造物の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可を要しないこととする（文化財保護法第４３条第１項但し書、国宝又は重要文化財の原状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第８条第１、２項）。

（１）維持の措置

ア 重要文化財建造物がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該建造物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。ただし、事前に修理届を要する。

イ 重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急措置をするとき。ただし、き損届を要する。

（２）非常災害のために必要な応急措置

ア 被災建築物のき損拡大防止及び解体保管措置をするとき。ただし、き損届を要する。

イ 予想される災害に対する応急的な予防措置をするとき。ただし、事後に県教育委員会を通じて文化庁に事務連絡を要する。

(3) 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微であるとき

ア 保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについては、事前に県教育委員会を通じて文化庁に照会することとする。

4 徳島県教育委員会の許可を必要とする場合

文化庁長官の権限に属する現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等は県教育委員会が行うこととする（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

5 その他の手続き

(1) 改訂手続きの原則

徳島市教育委員会は、今後の学術的な調査研究の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しや改訂を行う。また、防災に係る部分については、機能・用途や管理体制の変更に応じて再検討する。これについては、文化庁、県教育委員会、その他関係機関と事前に協議・調整を行うものとする。

(2) 検討委員会の設置

計画の改訂にあたって、方針に関わる場合や計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、徳島市教育委員会はその内容を審議するために学識経験者・団体代表者等から構成される検討委員会を設置するものとする。実務的な改訂のみの場合、検討委員会は設置しない。